

国際協力事業団
インド工業省

インド国
工業団地建設計画調査
報告書

1993年12月

八千代エンジニアリング株式会社
テクノコンサルタンツ株式会社



インド国
工業団地建設計画調査
報告書

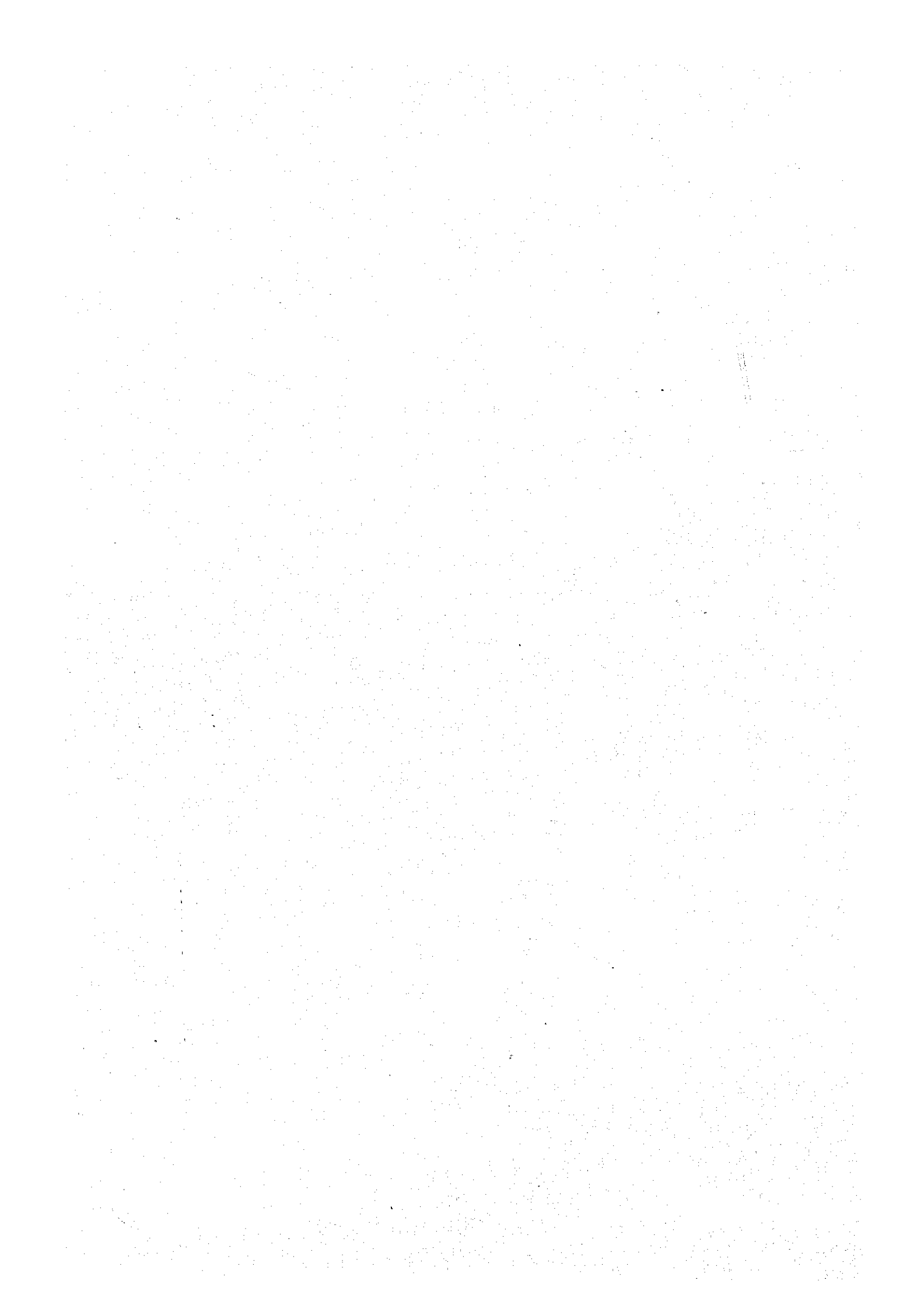
1993年12月

国際協力事業団

107
60
MPI

93-170

鉦調工
JR
93-170



JICA LIBRARY



1113481[4]

国際協力事業団

26358

国際協力事業団
インド工業省

インド国
工業団地建設計画調査

報告書

1993年12月

八千代エンジニアリング株式会社
テクノコンサルタンツ株式会社

序 文

日本国政府は、インド国政府の要請に基づき、同国の工業団地建設計画にかかる開発調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成4年11月から平成5年7月まで3回にわたり、八千代エンジニアリング株式会社 黒河内 恒氏を団長とする調査団を現地に派遣しました。

調査団は、インド国政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成5年12月

国際協力事業団

柳谷 謙 介

インド国
工業団地建設計画調査
報告書

目 次

序 文

第 1 章 調査の概要

1-1 調査の範囲	1-1
1-2 調査の目的	1-1
1-3 調査方法	1-1
1-4 報告書の構成	1-3

第 2 章 インド経済の動向と将来計画

2-1 経済動向	2-1
2-1-1 輸入の動向	2-1
2-1-2 輸出の傾向	2-4
2-1-3 国内生産の傾向	2-6
2-1-4 国内消費の動向	2-8
2-2 第 8 次 5 ヶ年計画	2-10
2-2-1 計画の概要	2-10
2-2-2 国際収支	2-14
2-3 1993年 - 94年予算と主要経済政策	2-19
2-3-1 予算の概要	2-19
2-3-2 主要経済政策	2-21

第 3 章 産業・通商政策

3-1 産業政策の推移	3-1
3-1-1 1991年以前の政策	3-1
3-1-2 1991年の新産業政策(NIP91)	3-3

3-2	通商政策の推移	3-7
3-2-1	1991年以前の政策	3-7
3-2-2	1991年の新貿易政策 (The EXIM Policy 1991)	3-8
3-2-3	輸出入政策	3-11
3-2-4	外国為替管理法(FERA)1973 の改正	3-13

第4章 外資導入の施策

4-1	外資導入施策の推移	4-1
4-1-1	「新産業政策-91」以前の施策	4-1
4-1-2	「新産業政策-91」	4-2
4-1-3	「新産業政策-91」以後の改善施策	4-3
4-2	外資導入実績	4-5
4-2-1	外国投資実績の推移	4-5
4-2-2	国別投資実績	4-5
4-2-3	産業別外国投資・技術提携実績	4-7
4-3	投資環境の国際比較	4-9
4-3-1	比較対象国および比較分野	4-9
4-3-2	投資環境比較	4-10
4-3-3	投資環境各論	4-18
4-3-4	国際比較総括	4-21
4-4	外資導入に関わる問題点	4-22
4-4-1	外国投資家にとっての心理的問題点	4-22
4-4-2	外資導入施策上の問題点	4-23
4-4-3	外国投資家から指摘された問題点	4-26

第5章 工業化と産業基盤の概況

5-1	インドの工業特性	5-1
5-1-1	他国との比較によるインドの工業化	5-1
5-1-2	工業部門の開発動向	5-1
5-1-3	工業開発の課題	5-11
5-2	輸出入実績	5-16

5-2-1	輸入動向	5-16
5-2-2	輸出動向	5-19
5-3	工業開発支援機関	5-22
5-3-1	投資促進機関等	5-22
5-3-2	投資金融機関	5-26
5-3-3	特定貿易公社	5-28
5-4	産業基盤	5-29
5-4-1	E P Z	5-29
5-4-2	E O U	5-36
5-4-3	工業団地	5-38
5-4-4	産業基盤の問題点	5-40

第6章 モデル工業団地（I M T）の基本概念

6-1	背景と目的	6-1
6-1-1	基盤としての外資導入 及び技術移転促進の背景	6-1
6-1-2	外資導入及び技術移転促進の方策	6-5
6-1-3	I M Tのねらい	6-9
6-2	I M Tの開発シナリオ	6-13
6-2-1	産業構造の強化	6-13
6-2-2	I M T育成のために	6-14
6-2-3	施設整備の前提条件	6-18

第7章 投資需要

7-1	投資需要調査方法	7-1
7-1-1	投資需要調査対象国	7-1
7-1-2	調査方法	7-2
7-2	インド	7-5
7-2-1	調査のフレーム	7-5
7-2-2	調査結果	7-7
7-3	日本	7-15
7-3-1	調査のフレーム	7-15
7-3-2	調査結果	7-19

7-4	米国	7-35
7-4-1	調査のフレーム	7-35
7-4-2	調査結果	7-36
7-5	ドイツ	7-42
7-5-1	調査のフレーム	7-42
7-5-2	調査結果	7-43
7-6	投資需要総括	7-48
7-6-1	インド	7-48
7-6-2	日本	7-50
7-6-3	米国	7-52
7-6-4	ドイツ	7-53

第8章 候補地（州レベル）の投資環境

8-1	州政府の開発計画と政策	8-1
8-1-1	州政府の開発計画	8-1
8-1-2	州政府の工業政策	8-7
8-2	候補地のある州の工業特性	8-8
8-2-1	3州の社会経済指標	8-8
8-2-2	工業特性	8-11
8-2-3	工業化比較	8-14
8-3	州別企業支援体制	8-16
8-3-1	カルナタカ州	8-16
8-3-2	ウッタル・プラディシュ州	8-18
8-3-3	ハリヤナ州	8-20
8-4	外資の投資状況	8-25
8-4-1	国別・業種別特性	8-25
8-4-2	進出形態	8-28
8-5	工業団地開発状況	8-29
8-5-1	バンガロール周辺の開発状況	8-29
8-5-2	デリー周辺の開発状況	8-30

第9章 候補地及び周辺の立地条件

9-1	ビダディ候補地	9-1
9-1-1	社会環境	9-1
9-1-2	インフラ整備状況	9-7
9-2	サトヌール候補地	9-22
9-2-1	社会環境	9-22
9-2-2	インフラ整備状況	9-27
9-3	ノイダ候補地	9-30
9-3-1	社会環境	9-30
9-3-2	インフラ整備状況	9-38
9-4	グルガオン候補地	9-58
9-4-1	社会環境	9-58
9-4-2	インフラ整備状況	9-66
9-5	環境関連	9-79
9-5-1	各候補地の環境 及び公害防止の現状	9-79
9-5-2	環境政策	9-83
9-5-3	工業団地開発に関する土地収用	9-86

第10章 候補地の比較検討

10-1	評価対象候補地の基本方針	10-1
10-2	第1次評価： 本件マスタープラン調査の目的と整合性	10-3
10-3	第2次評価： 各候補地の比較優位・劣位の定量的評価	10-5
10-3-1	比較検討要因	10-5
10-3-2	比較検討方法	10-8
10-4	3候補地の評価	10-10
10-4-1	社会環境に対する評価	10-10
10-4-2	工業政策に対する評価	10-13
10-4-3	社会インフラに対する評価	10-15
10-4-4	工業インフラに対する評価	10-17
10-4-5	パラメータに基づく評価結果	10-20

10-4-6	評価の検証	10-22
10-5	I M T立地に関する勧告	10-24

第11章 I M Tの概念設計

11-1	I M Tの開発前提	11-1
11-2	導入業種・規模の検討	11-5
11-2-1	導入業種の検討	11-5
11-2-2	誘致業種・規模の設定のための評価	11-16
11-2-3	導入業種・規模の設定	11-19
11-3	I M T振興機能及び実施機関	11-24
11-3-1	振興機能	11-24
11-3-2	実施体制	11-27
11-4	I M Tの概念設計	11-29
11-4-1	タウンシップの機能・規模の想定	11-29
11-4-2	計画の前提	11-31
11-4-3	土地利用計画	11-31
11-4-4	交通計画	11-34
11-4-5	公園緑地計画	11-34
11-4-6	造成計画	11-34
11-4-7	上水道計画	11-38
11-4-8	下水道計画	11-39
11-4-9	エネルギー計画	11-41
11-4-10	通信計画	11-44
11-5	環境保全対策	11-46
11-6	開発スケジュール及び管理運営体制	11-58
11-6-1	開発スケジュール	11-58
11-6-2	管理運営体制	11-59

第12章 コスト積算と財務分析

12-1	コスト積算の主要前提条件	12-1
12-2	コスト積算	12-2
12-3	用役等利用料金	12-6
12-4	財務分析	12-12

12-4-1	財務分析の基本方針	12-12
12-4-2	土地の販売／リース価格の算出	12-12
12-4-3	運営費	12-13
12-4-4	他の工業団地との比較	12-13
12-5	総括	12-15

第13章 投資促進に関わる提言

13-1	投資促進全般に関する事項	13-1
13-1-1	投資環境のPR	13-2
13-1-2	政策改善	13-2
13-1-3	実務上の改善	13-3
13-2	IMTに対する特別措置	13-4
13-2-1	法的制度の確立	13-4
13-2-2	中央政府による優遇措置	13-4
13-2-3	州政府による優遇措置	13-6

第14章 社会環境影響調査

14-1	社会環境影響調査の概要	14-1
14-1-1	目的	14-1
14-1-2	社会環境の調査対象	14-1
14-1-3	社会環境影響調査の方法	14-2
14-1-4	プロジェクト規模の推定	14-3
14-2	調査結果	14-4
14-2-1	立地環境（グルガオン）	14-4
14-2-2	スラム化の現状（首都デリーの例）	14-12
14-2-3	住民運動	14-16
14-2-4	インドの環境法と関係法規について	14-19
14-3	社会環境に関する問題	14-21
14-4	ミティゲーションの検討 （社会環境問題への対処）	14-23
14-5	結論	14-25
14-6	F/Sでの作業必要項目	14-25

第15章 今後の課題と提言

15-1	I M Tに直接関連する事項	-----	15-1
15-1-1	マクロ経済・産業政策からの留意事項	---	15-1
15-2	I M Tの実現に向けて	-----	15-2
15-2-1	F / S対象候補地の選定	-----	15-2
15-2-2	F / S実施上の調査課題	-----	15-2

- 付属 - I : ステアリングコミッティ及び調査団員リスト
- 付属 - II : 優先導入業種
- 付属 - III : 外国投資関連
- 付属 - IV : 業界リスト
- 付属 - V : 投資需要調査票
- 付属 - VI : グルガオン社会環境
- 付属 - VII : 工業団地 / E P Z 関連
- 付属 - VIII : 環境影響評価

表リスト

ページ

第2章

表 2-1	マクロ経済の推移	2-2
表 2-2	輸入財構成比の推移	2-3
表 2-3	輸入資本財の構成比の近隣国との比較	2-3
表 2-4	輸入財の年変化	2-4
表 2-5	輸出財の構成比の推移	2-4
表 2-6	輸出資本財の構成比の近隣国との比較	2-5
表 2-7	商品グループ別輸出の推移	2-6
表 2-8	商品分類別国内生産構成比の推移	2-7
表 2-9	商品分類別国内生産額の推移	2-8
表 2-10	民間最終消費支出と総固定資本形成構成比の推移	2-9
表 2-11	民間最終消費支出／総固定資本形成の推移	2-9
表 2-12	第7次・第8次5ヶ年計画経済指標比較	2-10
表 2-13	第8次5ヶ年計画：部門別投資計画	2-12
表 2-14	第5次～第8次5ヶ年計画：公共部門投資比率	2-12
第 2-15	第8次5ヶ年計画：部門別投資計画	2-13
第 2-16	第8次5ヶ年計画：部門別成長率	2-13
第 2-17	第8次5ヶ年計画：国際収支	2-14
第 2-18	近年の貿易収支・経常収支	2-16
表 2-19	国際収支の主要指標	2-16
表 2-20	貿易外収支の新収入	2-17
表 2-21	第7次／第8次5ヶ年計画：経済収支	2-17
表 2-22	歳入・歳出予算案概要	2-20
表 2-23	関税率の変更	2-23
表 2-24	物品税の変更	2-24

第4章

表 4-1	外国直接投資認可実績（1981-1990）	4-6
表 4-2	外国直接投資認可実績（1991-1992）	4-6
表 4-3	外国直接投資認可実績（JAN-APR. 1993）	4-7

表 4-4	業種別外国投資・技術提携件数・金額 (1991年8月～1993年4月)	4-8
表 4-5	対象国別投資実績の推移	4-12
表 4-6	法人所得税に関する優遇措置比較表	4-20
表 4-7	消費財のリスト	4-23
表 4-8(1)	投資環境(産業政策)比較表	4-28
表 4-8(2)	投資環境(産業政策)比較表	4-29
表 4-8(3)	投資環境(産業政策)比較表	4-30
表 4-8(4)	投資環境(産業政策)比較表	4-31
表 4-9(1)	投資環境(外資政策)比較表	4-32
表 4-9(2)	投資環境(外資政策)比較表	4-33
表 4-9(3)	投資環境(外資政策)比較表	4-34
表 4-9(4)	投資環境(外資政策)比較表	4-35
表 4-10(1)	投資環境(貿易政策)比較表	4-36
表 4-10(2)	投資環境(貿易政策)比較表	4-37
表 4-10(3)	投資環境(貿易政策)比較表	4-38
表 4-11(1)	投資環境(優遇措置)比較表	4-39
表 4-11(2)	投資環境(優遇措置)比較表	4-40
表 4-11(3)	投資環境(優遇措置)比較表	4-41
表 4-11(4)	投資環境(優遇措置)比較表	4-42
表 4-11(5)	投資環境(優遇措置)比較表	4-43
表 4-11(6)	投資環境(優遇措置)比較表	4-44
表 4-11(7)	投資環境(優遇措置)比較表	4-45

第5章

表 5-1	アセアンの主要国との工業化の比較	5-1
表 5-2	工業生産指標	5-3
表 5-3	産業部門別就業者人口	5-5
表 5-4	業種別付加価値の推移	5-7
表 5-5	業種別付加価値構成比	5-8
表 5-6	工業生産成長指標	5-9
表 5-7	地域及び州別工業指標	5-10
表 5-8	公共部門が担当する業種(1991)	5-11

表 5-9	不良産業の増加傾向	5-12
表 5-10	業種別大中規模不良産業の内訳	5-12
表 5-11	小規模工業部門の開発動向	5-15
表 5-12	主要輸入品目の推移	5-18
表 5-13	主要輸出品目の推移	5-21
表 5-14	工業金融機関による融資高	5-27
表 5-15	インドEPZの立地	5-30
表 5-16	EPZの輸出実績	5-30
表 5-17	ノイダEPZの業種別入居状況	5-34
表 5-18	サンタクルーズEPZの製品別生産比率	5-34
表 5-19	EOUの生産動向	5-36
表 5-20	インド各州の工業団地数	5-39

第6章

表 6-1	インドとASEANの経済指標	6-2
表 6-2(1)	IMTのインフラ整備	6-19
表 6-2(2)	IMTのインフラ整備	6-20
表 6-2(3)	IMTのインフラ整備	6-21
表 6-2(4)	IMTのインフラ整備	6-22

第7章

表 7-1	製造業業種別製造品目	7-4
表 7-2	新規工場立地の際に重視する項目	7-10
表 7-3	合弁・技術提携の意向	7-11
表 7-4	合弁・技術提携の希望条件	7-11
表 7-5	モデル工業団地に対する関心	7-12
表 7-6	望ましいモデル工業団地立地	7-13
表 7-7	モデル工業団地進出の際の用地・建物利用の条件	7-13
表 7-8	企業がモデル工業団地に望む環境	7-14
表 7-9	アンケート回答結果	7-18
表 7-10(1)	1次アンケート調査結果の 質問別肯定的回答集計(その1)	7-21

表 7-10(2)	1次アンケート調査結果の 質問別肯定的回答集計(その2)	7-22
表 7-11	海外での業種別国別の事業展開	7-25
表 7-12	海外での業種別事業展開の形態	7-26
表 7-13	業種別海外進出の目的	7-27
表 7-14	地域別海外進出目的	7-29
表 7-15	業種別モデル工業団地への参加意向	7-33
表 7-16	アンケート回答	7-36
表 7-17	投資の経験	7-37
表 7-18	投資先としてのインドに対する評価	7-39
表 7-19	業種別モデル工業団地への参加意向	7-40
表 7-20	合弁・技術提携の意向	7-41
表 7-21	合弁の希望条件	7-41
表 7-22	モデル工業団地進出の際の用地・建物利用の条件	7-41
表 7-23	アンケートの回答率	7-43
表 7-24	投資の経験	7-44
表 7-25	投資先としてのインドに対する評価	7-46
表 7-26	業種別モデル工業団地への参加意向	7-47

第8章

表 8-1	公共部門計画支出の中央と州の配分	8-3
表 8-2	I M T 候補三州の第8次5ヶ年計画での 公共部門計画の分野別支出額	8-4
表 8-3	主要各州の公共部門と工業部門への 支出額の全州合計額での構成比	8-4
表 8-4	I M T 候補三州の人口1人当たりの公共部門と 工業部門への支出額の比較	8-5
表 8-5	州政府の公共部門各分野の支出額構成比率と I M T 候補三州の比較	8-6
表 8-6(1)	3州の社会経済指標	8-9
表 8-6(2)	3州の社会経済指標	8-10
表 8-7	州別一人当たりの所得の推移	8-10
表 8-8	州別・業種別生産指数	8-12

表 8-9	州別企業数・雇員者数	8-12
表 8-10	州別エレクトロニクス工業の企業数とシェア	8-13
表 8-11	U. P. 州業種別企業数・投資額・雇員者数	8-14
表 8-12	州別許認可件数の推移	8-15
表 8-13	回帰分析による州の工業成長率比較	8-15
表 8-14	3州の工業開発支援組織	8-22
表 8-15(1)	3州の投資促進優遇措置	8-23
表 8-15(2)	3州の投資促進優遇措置	8-24
表 8-16	バンガロール周辺に於ける外資の業種・国別進出状況	8-26
表 8-17	デリー周辺に於ける外資の業種・国別進出状況	8-27
表 8-18	カルナタカ州に於ける外資の業種別進出形態	8-28
表 8-19	バンガロール周辺の工業団地開発状況	8-29
表 8-20	バンガロール周辺の工業団地規模別入居状況	8-30
表 8-21(1)	デリー周辺工業団地の土地利用	8-34
表 8-21(2)	デリー周辺工業団地の土地利用	8-34
表 8-22	U. P. 州の工業団地開発状況	8-35
表 8-23	ハリヤナ州工業団地開発状況	8-36

第9章

表 9-1	コウベリ川の水質試験結果	9-10
表 9-2	人口および水の需給予測	9-11
表 9-3	C W S Sその他による計画給水量	9-11
表 9-4	水道料金	9-14
表 9-5	給水量および一次下水処理容量	9-16
表 9-6(1)	カルナタカ州で現在進行中の発電所建設事業 並びに発電所建設の将来計画	9-18
表 9-6(2)	カルナタカ州で現在進行中の発電所建設事業 並びに発電所建設の将来計画	9-19
表 9-6(3)	カルナタカ州で現在進行中の発電所建設事業 並びに発電所建設の将来計画	9-20
表 9-7	デリー近郊主要都市の成長動向	9-31
表 9-8	ノイダ地域土地利用	9-34
表 9-9	ノイダ所得層別住宅数	9-36

表 9-10	ノイダ開発計画概要	9-38
表 9-11	水の需給予測	9-44
表 9-12	公共下水道への産業用水排水基準	9-49
表 9-13	河川への下水および工場排水基準	9-50
表 9-14(1)	土地への直接放流の排水基準	9-51
表 9-14(2)	土地への直接放流の排水基準	9-52
表 9-15	日本の農業用水の環境基準	9-52
表 9-16(1)	水質汚濁防止法に規定する排水基準	9-52
表 9-16(2)	水質汚濁防止法に規定する排水基準	9-53
表 9-17(1)	ノイダ地区の変電所整備計画	9-55
表 9-17(2)	ノイダ地区の変電所整備計画	9-56
表 9-18	グルガオン近郊主要都市の成長動向	9-61
表 9-19	ハリヤナ州商業地区開発計画	9-64
表 9-20	ハリヤナ州工業地区開発計画	9-65
表 9-21	I M T 候補地周辺の水源の水質試験結果	9-70
表 9-22	1日当たり下水発生量	9-72
表 9-23	排水の水質試験結果	9-72
表 9-24	グルガオン地区の66KV変電所	9-74
表 9-25	グルガオン地区電力整備の将来計画	9-77
表 9-26	ビダディの環境及び公害対策の現状	9-79
表 9-27	サトヌールの環境及び公害対策の現状	9-80
表 9-28	ノイダ(U.P.州)の環境及び公害対策の現状	9-80
表 9-29	グルガオンの環境と公害対策の現状	9-81
表 9-30	工業団地及び工業用地の認可と公害管理の諸官庁	9-84

第10章

表 10-1	パラメータの重み	10-9
表 10-2	総合評価結果	10-20
表 10-3	ケーススタディの結果	10-23

第11章

表 11-1	国別業種別潜在投資需要	11-6
--------	-------------	------

表 11-2	全国第8次5ヶ年計画の生産目標指標	11-7
表 11-3	主要商品の輸入額	11-9
表 11-4	ハリヤナ州の導入希望業種	11-10
表 11-5	周辺地域工業の業種	11-13
表 11-6	業種の評価と規模の設定	11-17
表 11-7	工場規模・工場数の設定	11-21
表 11-8	従業者数と淡水補給量の設定	11-22
表 11-9	土地利用計画	11-31
表 11-10	用途別面積	11-46
表 11-11	導入業種の計画諸元	11-50
表 11-12	全国産業中小細分類別立地原単位表	11-51
表 11-13	生活・工場排水の質と量	11-52
表 11-14	灌漑用水として雨水と共に排水可能な工場排水	11-53
表 11-15	下水道へ放流すべき工場排水	11-53
表 11-16	排水の一般基準	11-54
表 11-17	工場排気粉塵基準	11-55
表 11-18	騒音基準（インド）	11-55
表 11-19	有害廃棄物リスト	11-56
表 11-20	公害排出型製造業	11-57

第12章

表 12-1	総所要資金	12-5
表 12-2	総所要資金の内訳	12-5
表 12-3	上水道設備建設費	12-7
表 12-4	上水道設備操業費	12-8
表 12-5	排水処理施設建設費	12-8
表 12-6	排水・雨水処理施設操業費	12-9
表 12-7	土地販売／リース価格の比較	12-14
表 12-8	総投資コスト	12-15

第14章

表 14-1	インド工業団地プロジェクト規模の推定	14-3
--------	--------------------	------

表 14-2	グルガオン地区 I M T サイト周辺の地理条件	-----	14-4
表 14-3	グルガオン地区 I M T サイト周辺人口統計	-----	14-6
表 14-4	グルガオン地区 I M T サイト周辺における識字率	-----	14-7
表 14-5	グルガオン地区 I M T サイト周辺村落の就業状況	-----	14-9
表 14-6	グルガオン I M T 候補地周辺の村落における 完全労働者の内訳	-----	14-9
表 14-7	グルガオン地区 I M T サイト周辺の学校数	-----	14-11
表 14-8	グルガオン地区における病院・衛生施設	-----	14-11
表 14-9	グルガオン周辺の農耕者及び農業従事者	-----	14-12
表 14-10	デリーのスラム人口の年齢構成	-----	14-13
表 14-11	デリーのスラム人口の家族構成	-----	14-14
表 14-12	デリーにおけるスラム人口の移住原因	-----	14-14
表 14-13	都市移住の誘因	-----	14-15
表 14-14	スラムに住む世帯主の職業	-----	14-15
表 14-15	スラム世帯主の月収	-----	14-16
表 14-16	社会環境問題とその対策	-----	14-24

図リスト

ページ

第1章

図 1-1 調査の概略フロー	1-4
図 1-2 インド国位置図	1-5

第4章

図 4-1 比較対象国別外資導入の自由化の流れ および主要投資国	4-11
-------------------------------------	------

第5章

図 5-1 工業部門の構成比	5-2
図 5-2 工業部門生産指数	5-2
図 5-3 公共・民間部門での就業者構成比	5-4
図 5-4 輸入品グループ構成	5-16
図 5-5 主要輸入品目の推移	5-17
図 5-6 輸出品グループ構成	5-19
図 5-7 主要輸出品目の推移	5-20
図 5-8 F I C C I 組織図	5-25
図 5-9 E P Z 所在地図	5-31
図 5-10 ノイダ E P Z 組織と構成員	5-35

第6章

図 6-1 インドのマクロ経済指標の推移	6-3
図 6-2 日本企業の海外投資目的	6-6
図 6-3 日本からアジアへの投資動向事例	6-7
図 6-4 日本企業がアジア諸国に進出して直面している問題	6-8
図 6-5 主要輸入品目	6-10
図 6-6 I M T の概念形成	6-12
図 6-7 現在のインド産業構造	6-15

図 6-8 I M T 形成による将来の産業構造	6-16
--------------------------	------

第7章

図 7-1 調査方法および手順	7-3
図 7-2 投資検討要因の重視度とインドの評価	7-31
図 7-3 投資検討要因の重視度とインドに対する評価	7-38
図 7-4 投資検討要因の重視度とインドに対する評価	7-45

第8章

図 8-1 バンガロール近郊候補地位置図	8-31
図 8-2 カルナタカ州政府組織図	8-32
図 8-3 デリー近郊候補地位置図	8-33
図 8-4 N O I D A 組織図	8-35
図 8-5 ハリヤナ州 H S I D C 組織図	8-37

第9章

図 9-1 ビダディ候補地立地状況	9-3
図 9-2 ビダディ候補地地形図	9-4
図 9-3 バンガロール近郊候補地周辺の道路網	9-8
図 9-4 バンガロール近郊候補地周辺の河川状況	9-9
図 9-5 バンガロール近郊候補地周辺の給水計画	9-13
図 9-6 サトヌール候補地立地状況	9-23
図 9-7 サトヌール候補地地形図	9-24
図 9-8 ノイダ候補地土地利用計画	9-32
図 9-9 ノイダ候補地地形図	9-33
図 9-10 デリー近郊候補地周辺の道路網	9-39
図 9-11 ノイダ候補地周辺の給水計画	9-42
図 9-12 ノイダ候補地周辺の下水道計画	9-46
図 9-13 グルガオン候補地立地状況	9-59
図 9-14 グルガオン候補地地形図	9-60
図 9-15 グルガオン候補地周辺の給水計画	9-67

第10章

図 10-1 本調査のフレーム	10-2
図 10-2 ビダディ評価図（標準）	10-21
図 10-3 サトヌール評価図（標準）	10-21
図 10-4 グルガオン評価図（標準）	10-22

第11章

図 11-1 I M T の概念設計の流れ	11-2
図 11-2 デリー首都圏計画図	11-3
図 11-3 グルガオン開発構想図	11-4
図 11-4 デリー近郊都市人口及び工場数	11-12
図 11-5 I M T を構成する主要業種	11-16
図 11-6 I M T 振興機能関連図	11-25
図 11-7 I M T P O の実施体制	11-28
図 11-8 I M T General Layout	11-32
図 11-9 I M T Conceptual Plan	11-33
図 11-10 道路スタンダード	11-35
図 11-11 道路網パターン図	11-36
図 11-12 グリーンゾーン	11-37
図 11-13 電力システムの構成	11-42
図 11-14 電力供給設備の配置	11-42
図 11-15 通信設置の構成	11-45
図 11-16 排水及び廃棄物の処理処分システム	11-49
図 11-17 I M T 開発スケジュール	11-60
図 11-18 I M T P C の組織図	11-61

第14章

図 14-1 インド工業団地建設計画における 社会環境影響調査の手順	14-2
図 14-2 グルガオン地区半径10km圏内の地理状況	14-5

Abbreviation

BBMB	:	Bhakhra-Beas Management Board
BIFR	:	Board of Industrial and Financial Reconstruction
BUDA	:	Bangalore Urban Development Authority
BWSSB	:	Bangalore Water Supply and Sewerage Board
CAD	:	Current Account Deficit
CCS	:	Cash Compensatory Support
CDOT	:	Central Department of Telecommunication
CII	:	Confederation of Indian Industry
CPCB	:	Central Pollution Control Board
CPHEEO	:	Central Public Health Environmental Engineering Organisation
CTCP	:	Chief Town and Country Planner
CWSS	:	Cauvery Water Supply Scheme
DI	:	Directorate of Industries
DID	:	Department of Industrial Development
DMA	:	Delhi Metropolitan Area
DOE	:	Department of Electronic
DSIDC	:	Delhi State Industrial Development
DTA	:	Domestic Tariff Area
EIS	:	Environment Impact Statement
EOU	:	Export Oriented Unit
EPCG	:	Export Promotion Capital Goods
EPZs	:	Export Processing Zones
FERA	:	Foreign Exchange Regulations Act
FIPB	:	Foreign Investment Promotion Board
GDE	:	Gross Domestic Expenditure
GDP	:	Gross Domestic Production
GVA	:	Gross Value Added at Factor Cost
HSEB	:	Haryana State Electricity Board
HSIDC	:	Haryana State Industrial Development Corporation
HSPCB	:	Haryana State Pollution Control Board
HUDA	:	Haryana Urban Development Authority
IAG	:	Industrial Assistance Group
I & C	:	Industries & Commerce
IDBI	:	Industrial Development Bank of India
IDC	:	Interest During Construction
IDR	:	Industries' Development and Regulation Act 1951

IETF	:	Indian Engineering Trade Fair
IFCI	:	Industrial Finance Corporation of India
IIC	:	Indian Investment Center
IMT	:	Industrial Model Town
JICA	:	Japan International Cooperation Agency
KEB	:	Karnataka Electricity Board
KEONICS	:	Karnataka State Electronic Development Corporation Limited
KHDO	:	Karnataka Housing and Development Department
KIADB	:	Karnataka Industrial Areas Development Board
KSFC	:	Karnataka State Financial Corporation
KSII DC	:	Karnataka State Industrial Investment and Development Corporation Limited
KSIMC	:	Karnataka Small Industries Marketing Corporation Limited
KSPCB	:	Karnataka State Pollution Control Board
KSSIDC	:	Karnataka State Small Industries Development Corporation
KPC	:	Karnataka Power Corporation Limited
KUM	:	Karnataka Udyog Mitra
KUWSDB	:	Karnataka Urban Water Supply and Drainage Board
LI	:	Letter of Intent
LUT	:	Legal Undertaking
MAPP	:	Madras Atomic Power Plant
MRTP	:	Monopolies and Restrictive Trade Practices Act, 1969
MUSS	:	Master Unit Substation
NCR	:	National Capital Region
NEXIM 91	:	The Exim Policy 1991
NFE	:	Net Foreign Exchange Earnings
NH	:	National Highway
NIP 91	:	New Industrial Policy
NLC	:	Neyveli Lignite Corporation
NOIDA	:	The New Okhla Industrial Development Authority
NRI	:	Non Resident Indian
NTPC	:	National Thermal Power Corporation Ltd.
PAB	:	Project Approval Board
PICUP	:	The Pradeshia Industrial & Investment Corp. of U.P.
PMP	:	Phased Manufacturing Programmes
PWD	:	Public Works Department
RABMN	:	Remote Area Business Message Network
RBI	:	Reserve Bank of India

REP	:	Replenishment
RLU	:	Remote Line Unit
Rs	:	Rupee
SDF	:	Standard Design Factory
SDP	:	State Domestic Product
SEB	:	Special Empowered Board
SFC	:	State Financial Corporation
SIA	:	Secretariat For Industrial Approval
SPA	:	School of Planning and Agriculture
SSI	:	Small-Scale Industry
SWA	:	Single Window Agency
TECSOK	:	Technical Consultancy Service Organisation of Karnataka
UPFC	:	The Uttar Pradesh Finance Corp.
UPPCB	:	Uttar Pradesh Pollution Control Board
UPSEB	:	The Uttar Pradesh State Electricity Board
UPSIDC	:	U.P. State Industrial Development Corp.

Unit and Measure

Crore	:	10 Million Rupee
Lakh	:	0.1 Million Rupee
KLD	:	Kilolitre per day
MLD	:	Million Litre per day

Currency

Rupee	:	Rs. 30.5 = 1 US Dollar
-------	---	------------------------

第 1 章 調査の概要

Mathematical Concepts

Mathematical concepts are the building blocks of mathematics, providing a framework for understanding and solving problems. These concepts are often abstract and are used to describe relationships between numbers, shapes, and other mathematical objects. The study of mathematical concepts is essential for developing a deep understanding of the subject and for applying mathematical knowledge to real-world situations.

Key mathematical concepts include:

- Numbers:** The study of numbers, including natural numbers, integers, rational numbers, and real numbers. This includes understanding the properties of numbers and how they relate to each other.
- Algebra:** The study of equations and the manipulation of symbols. It involves solving for unknown values and understanding the relationships between variables.
- Geometry:** The study of shapes and their properties. This includes understanding the properties of lines, angles, and polygons, as well as the relationships between different shapes.
- Calculus:** The study of change and motion. It involves understanding the concepts of limits, derivatives, and integrals, and how they are used to describe the behavior of functions.
- Probability and Statistics:** The study of chance and data. This includes understanding the concepts of probability, random variables, and statistical inference.

Mathematical concepts are often interconnected, and a deep understanding of one concept often requires a solid foundation in others. For example, understanding calculus requires a strong understanding of algebra and geometry. Similarly, understanding probability and statistics requires a solid understanding of numbers and algebra.

The study of mathematical concepts is a challenging but rewarding endeavor. It requires a strong ability to think abstractly and to solve complex problems. However, the rewards are great, as a deep understanding of mathematical concepts can lead to a better understanding of the world around us and to the development of new technologies and discoveries.

第1章 調査の概要

1-1 調査の範囲

本調査はインド工業省工業開発庁（D I D）と日本国国際協力事業団（J I C A）が1992年8月7日付で締結した実施細則（S/W）に基づき実施されたものである。

1-2 調査の目的

本調査は国家経済・産業の国際化、近代化の促進を大目的とする大きな革新の具体的方策として外国資本と技術の導入の拡大促進を可能ならしめるソフト・ハード両面からの総合計画の作成を直接の目的とするものである。

具体的にはS/Wに基づき下記を目的とするスタディーを行った。

- (1) 外国投資及び技術移転の促進に関する適切な提言を行う。
- (2-a) バンガロール近郊（ビダディ及びサトヌール）及びデリー近郊（ノイダ及びグルガオン）の4候補地（位置図1-2、頁1-5参照）の中からI M Tに最適なサイトをリコメンドする。
- (2-b) インド側と調査団との協議により選定されたサイトに対するI M Tの概念設計を行う。

1-3 調査方法

図1-1に示す調査の概略フローに従って以下の調査を行った。

- (1) 国内準備作業：1992年10月中旬～11月中旬

既存資料の収集分析
関連情報収集
質問表の作成
投資需要調査・実施要領の作成
インセプションレポートの作成

- (2) 第一次現地調査：1992年11月23日～12月6日

インセプションレポート説明・協議

関係機関訪問調査
候補地概要調査
インド国内企業の投資需要調査

(3) 第一次国内作業：1992年12月初旬～1993年1月下旬

経済産業動向の分析

- ・マクロ経済の現状と推移
- ・工業分野の産業構造
- ・各工業サブセクターの生産及び輸出入動向
- ・投資環境及び外国企業の投資動向
- ・既存のEPZ及び工業団地の現状

政策制度の現状把握

- ・国家開発計画
- ・金融・財政政策
- ・工業開発政策
- ・貿易・関税政策
- ・産業立地・地域振興政策
- ・人材育成策
- ・環境保全・公害規制策

関連情報収集

外国企業への投資需要調査の実施（日本、米国、独国）
第二次現地調査計画の作成

(4) 第二次現地調査：1993年1月31日～3月28日

投資環境調査

- ・新産業政策
- ・投資促進関連策

合併企業の訪問調査

- ・技術移転
- ・雇用創出効果
- ・リンケージ／サポーティング産業の創出
- ・投資家から見た投資促進策／制度の現状・問題点

関連機関訪問等の補足調査

候補地及び候補地周辺の概況調査

バンガロール近郊（ビダディ、サトヌール）及びデリー近郊（ノイダ、グルガオン）

- ・地勢及び土地利用状況
- ・インフラストラクチャー（給水、電力、通信、交通、下水・排水、産業廃棄物処理）
- ・アクセス
- ・サポーティング産業
- ・労働力及び雇用事情
- ・教育・訓練・研究施設

- ・ 居住環境
- ・ 衛生・医療事情
- ・ 都市アメニティー
- ・ 社会・環境

プログレスレポートの作成

(5) 第二次国内作業：1993年5月初旬～6月下旬

第二次現地調査及び投資需要調査の結果分析

- ・ 外資が望む投資条件
- ・ 周辺国の投資環境との比較
- ・ 投資可能業種の分析

関連情報収集

政策・制度への提言

- ・ モデル工業団地への外資誘致対策、インセンティブ
- ・ モデル工業団地への投資促進のための制度・機能

モデル工業団地の基本概念の検討

- ・ モデル工業団地の前提条件
- ・ 候補地の比較検討

インテリムレポートの作成

(6) 第三次現地調査：1993年7月4日～7月31日

投資環境補足調査

候補地の選定

選定された候補地の調査

プログレスレポート(Ⅱ)の作成

(7) 第三次国内作業：1993年8月初旬～10月初旬

第三次現地調査結果の分析

関連情報収集

モデル工業団地の概念設計

ドラフトファイナルレポートの作成

1-4 報告書の構成

本報告書は第1章から第5章までの現状把握と整備課題に基づき、第6章でIMTのコンセプトを確認し、第7章から第10章までIMT候補地の立地条件を検討した。そして第11章以降IMTの実現に向かっての具体的施設の計画と政策・制度面からの基本的な勧告を記述した大きな3区分から構成されている。

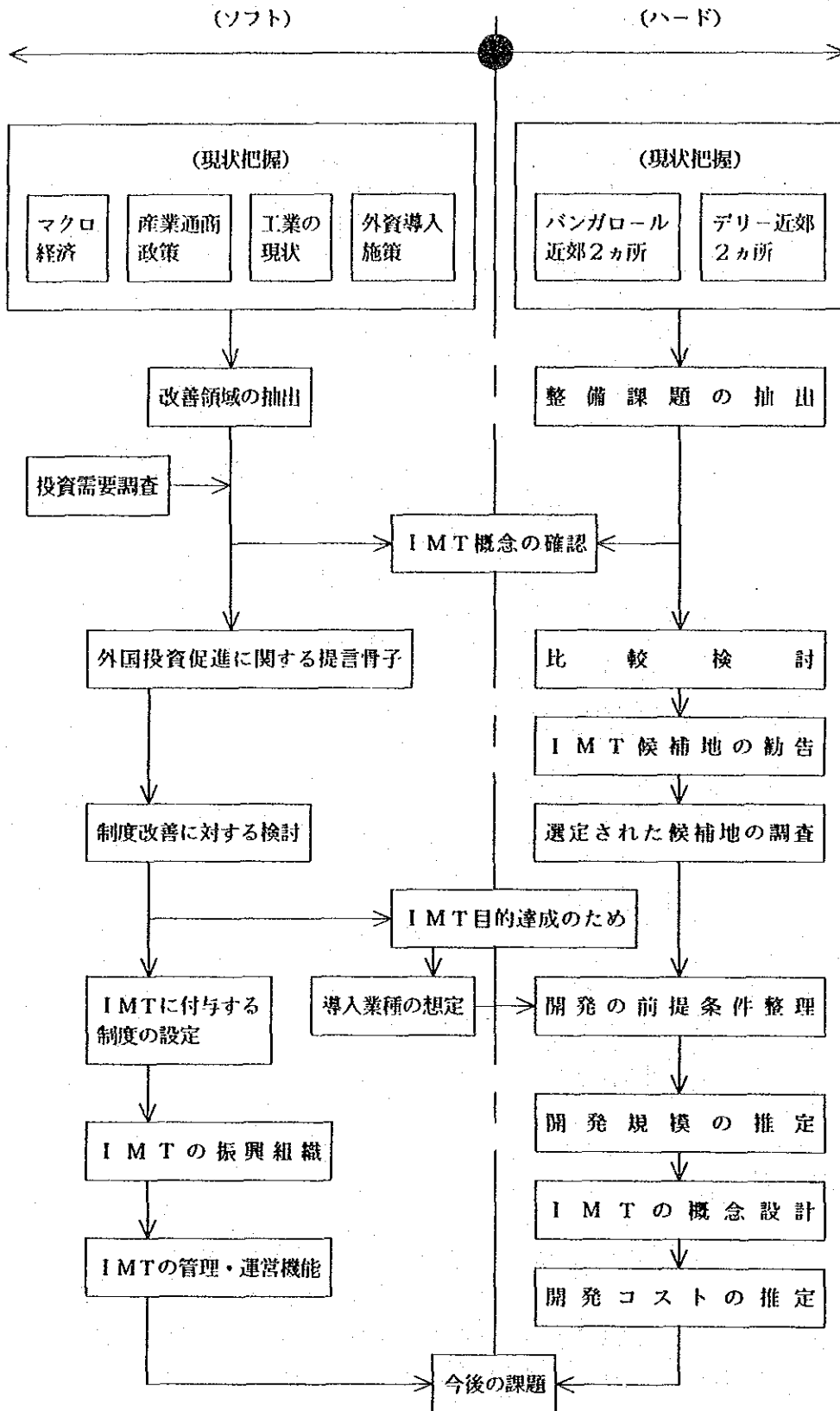
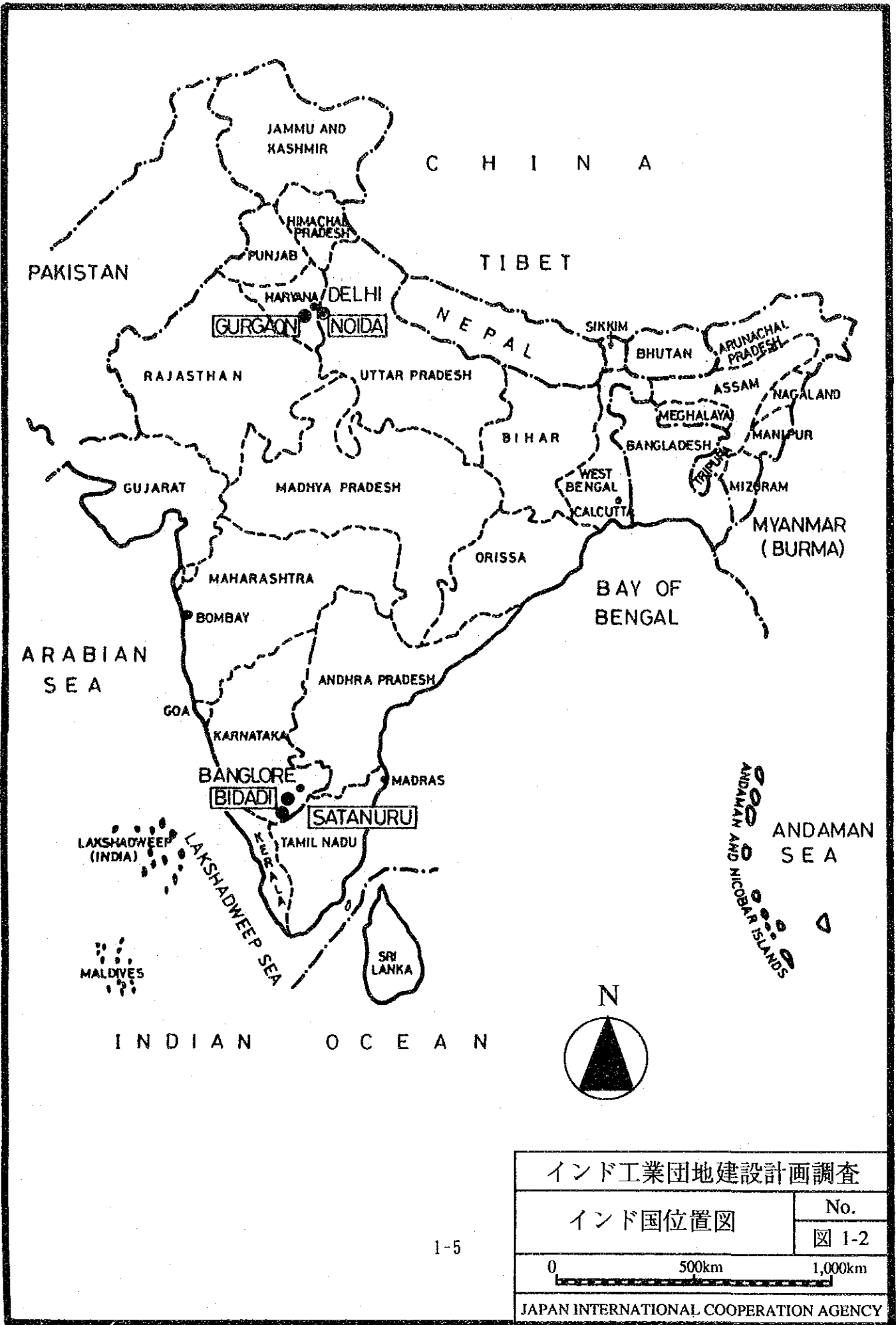


図 1-1 調査の概略フロー



1-5

インド工業団地建設計画調査	
インド国位置図	No.
	図 1-2
0 500km 1,000km	
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY	

第 2 章 インド経済の動向と 将来計画

第2章 インド経済の動向と将来計画

2-1 経済動向

過去10年間のインド経済動向を把握するため輸入、国内生産、国内消費及び輸出入の年度別傾向、更にそれら諸要因の相関関係を次頁の表2-1に示した。

同表のⅠ、Ⅱ、Ⅲの分類は商品（Category）であるが、これは1991～92年及び1992～93年度の“Economic Survey”（インド政府大蔵省出版の所謂「経済白書」の表7-2と表7-3の商品分類に基づき、再構成したものである。

「第Ⅰ分類」は、農業及び同製品、林業、水産物、鉱産物、石炭及び石油等の「一次産品」である。

「第Ⅱ分類」は、資本財を除く中間生産財と消費財等の最終製品の「工業製品」である。

「第Ⅲ分類」は、生産のための「資本財」である。

2-1-1 輸入の動向

(1) 輸入構成比率

上記3分類の商品の総輸入に占める構成比率は表2-2の通りである。

(2) 輸入構造の特徴

輸入構造の特徴は、石油及び潤滑油が過去7年間、総輸入額の平均20%を占め、しかも1990年では25%、91年では27%と非常に高い比率を占めていることである。1980年から91年にかけての長期的傾向として、それぞれの商品群につき下記の特徴を有している。

第Ⅰ分類（一次産品）：石油価格の変動で総輸入額が大きく変動するが、構成比率は低下傾向を示している。

第Ⅱ分類（工業製品）：総輸入の約半分を占め、恒常的な上昇傾向がみられる。

第Ⅲ分類（資本財）：総輸入での構成比率は過去7年平均で25%で、堅固な上昇傾向がみられる。

表 2-1 マクロ経済の推移

(Unit: Rs. billion for Factors 1 to 6)

Factors	1. Imports (CIF) [2]			2. Domestic Production [1]			3. Gross Domestic Expenditure [2]			4. Export (FOB) [2]			5. Trade Balance [3]	6. GDP [3]	7. GDP Growth Rate [3]	8. Population (million) [3]	9. Per Capita GDP Rs. [3]	10. Exchange Rate per US\$1.00 US\$ (million)	11. Foreign Reserves US\$ (million)			
	I	II	III	Total	I	II	III	Total	Pvl. Final Consm.	Gross Fix Cap. Formation	I	II								III	Total	
Year (F.Y.)																						
1980	58 (52) [4]	44	18	125	504	145	51	700	981		262	25	32	6	67	-58	1224	7.2	685	1786	7.908	5850
1985	62 (49)	88	41	196 (137)	595	203	72	870	1185		365	44	56	9	108 (76)	-87	1565	4.1	763	2051	12.253	5972
1986	38 (28)	100	63	201 (134)	591	217	77	885	1411		387	45	69	9	124 (83)	-76	1632	4.3	779	2094	12.778	5924
1987	54 (40)	101	64	222 (128)	596	233	82	911	1294		412	49	96	11	156 (90)	-65	1703	4.3	795	2142	12.966	5618
1988	63 (43)	151	67	282 (162)	690	252	89	1031	1400		448	52	134	15	202 (116)	-80	1889	10.9	811	2329	14.482	4226
1989	76 (62)	192	85	354 (212)	706	270	96	1072	1412		486	63	182	24	276 (165)	-77	1995	5.6	827	2412	16.649	3368
1990	120 (108)	207	101	432 (199)	740	290	103	1133	N/A	535	87	209	28	325 (150)	-106	2097	5.2	846	2478	17.943	2236	
1991	143 (131)	233	101	478 (192)	733	289	102	1124	1641		591	113	286	41	440 (178)	-38	2123	1.2	860	2468	24.474	5631

Note: [1] Amounts are quoted at 1980-81 prices.
 [2] Amount quoted in current market prices.
 [3] At factor cost, at 1980-81 prices.
 [4] The figures in brackets show the amount of petroleum oil and lubricants imports.

Category I: Primary Product
 Category II: Manufactured Goods
 Category III: Capital Goods

Total (): Constant Price at 1980-81

Sources:

Factor 1) & 4)

Factor 2)

Factor 3)

Factor 5)

Factor 6)

Factor 7)

Factor 8)

Factor 9)

Factor 10)

Factor 11)

"Economic Survey" 1992-93, 7.1 (A) S-84
 Same as above 1-3, S-5, Rearranged
 United Nations, "Statistical Yearbook for Asia and the Pacific 1991: 1991" Eighth Five
 Year Plan" Table 3.2 adjusted to 1980 prices level.

"Economic Survey" 1992-93 7.1 (A), S-84

Same as above 1-3, S-5

Same as above 1.6, S-10

Same as above 0.1, S-1

Calculated 6/8

"Economic Survey" 1992-93, 6.5, S-83

Same as above 6.1, S-74

表 2-2 輸入財構成比の推移 (%)

Year	I (一次産品)			II (工業製品)	III (資本財)
	Subtotal (a+b)	a)Petroleum Oil	b)Non-Oil		
1980	46.4	(41.6)	(4.8)	35.2	14.4
1985	31.6	(25.0)	(16.6)	44.9	20.9
1986	18.9	(13.9)	(5.0)	49.7	31.3
1987	24.3	(18.0)	(6.3)	45.4	28.8
1988	22.3	(15.2)	(7.1)	53.5	23.7
1989	21.4	(17.5)	(3.9)	54.2	24.0
1990	27.7	(25.0)	(2.7)	47.9	23.3
1991	29.9	(27.4)	(2.5)	48.7	21.1

Note: Based on data from Table 2-1

(3) アジア主要国との資本財輸入の比較

第Ⅲ分類(資本財)の総輸入における構成比率が開発途上国の工業化、特に先端技術分野の工業化の指標の一つという観点からASEAN、NIES諸国と比較したのが表2-3である。

表 2-3 輸入資本財の構成比の近隣国との比較 (%)

Country	1986	1990
India	35.6 (31.3)*	(23.3)*
Thailand	36.3	47.9
Singapore	43.0	48.9
Korea	42.0	41.7

Source: United Nations Statistical Year Book for Asia and the Pacific 1991.

India's component ratio is lower than other countries, the reason of which is to be studied in relation to Factor 2 (domestic production) and Factor 11 (foreign exchange reserves), especially data for the most recent years.

(註※) : 括弧内の数字は、Economic Survery 1992-93の表7-3の原数字より金属製品と鉄鋼を控除して作成した。

インドの資本財輸入構成比は他国よりも低いのが現状である。

(4) 輸入の変化

輸入の対前年増加率は表2-4に示す通りである。

表 2-4 輸入財の年変化(%)

Years	I (一次産品)	II (工業製品)	III (資本財)	Import Total (輸入総額の増加率)
86/85	38.8 (42.9)	13.6	53.6	2.5
87/86	42.1 (42.8)	1.0	1.5	10.4
88/87	16.6 (7.5)	49.5	4.6	27.0
89/88	20.6 (44.1)	27.1	26.8	25.5
90/89	57.8 (74.2)	7.8	18.8	22.0
91/90	19.1 (21.2)	12.5	0	10.6

Note: Figures in the Bracket Show Petroleum Oil.

Source: Based on data from Table 2-1.

(a) 輸入総額の増加率は1989年から着実に低下しているが、それは主として深刻な外貨事情(第11要因参照)の下での厳しい輸入制限によるものである。

(b) 資本財(第III分類)輸入は総輸入と同じ傾向を示しているが、中間財(第II分類)の輸入は1991年には90年に対し12.5%増加している。一方、輸出は1991年には第II分類で770億ルピー増加した。この輸出の増加は、第II分類の中間財の輸入増が貢献したものと推定される。

2-1-2 輸出の傾向

全輸出の中での3商品分類の構成比率は表2-5に示す通りである。

表 2-5 輸出財の構成比の推移(%)

Year	I (一次産品)	II (工業製品)	III (資本財)
1980	37.3	47.7	8.9
1985	40.7	51.8	6.4
1986	36.2	55.6	7.2
1987	31.4	61.5	7.0
1988	25.7	66.3	7.4
1989	22.8	65.9	8.7
1990	26.7	64.3	8.6
1991	25.6	65.0	9.3

Note: Based on the data from Table 2-1

(1) 一次産品の傾向

一次産品（第Ⅰ分類）の構成比率は1986年から89年まで継続的に低下してきたが、1990年と91年には89年より高い構成比を記録している。「Economic Survey 1992-93」の表7-3によれば、茶、水産物、カシュー核、油粕、鉄鋼石等の伝統的輸出商品が近年増加しているためである。しかし、長期的傾向としては、一次製品は構成比率で1980年の37.3%から過去7年間の平均値29.8%に落ち、低下傾向にある。

(2) 工業製品の傾向

工業製品（第Ⅱ分類）の構成比率は、1980年の47.7%から過去7年間の平均値61.4%に増加し、近年着実な増加傾向を示している。

(3) 資本財の傾向

資本財（第Ⅲ分類）は構成比率そのものは1割以下と低いが安定した増加傾向を示している。1985年から88年にかけての4年間の平均構成比率は7.0%だが、過去3年間は8.8%に上昇している。

(4) アジア主要国との資本財輸出の比較

開発途上国の工業化と高度付加価値商品の輸出競争力を示す指標の一つとして、資本財の総輸出に占める構成比率をASEAN、NIES諸国と比較すると表2-6の通りである。

表 2-6 輸出資本財の構成比の近隣国との比較 (%)

Country	1986	1990
India	9.9 (7.2)*	(8.6)*
Thailand	23.2	34.5
Singapore	46.7	54.2
Korea	35.7	41.4

Note*: Same as Table 2-3, except original statistic T-7.3

Source: Same as Table 2-3.

The component ratio of India is significantly lower than the other countries listed, even when compared with Thailand (a country dependent upon agriculture that has a component ratio higher than Singapore and Korea).

(5) 輸出の変化

3 商品分類の輸出額の対前年増加率を示したのが表2-7である。

表 2-7 商品グループ別輸出の推移 (%)

Year	I (一次産品)	II (工業製品)	III (資本財)	Export Total (輸出総額の増加率)
86/85	2.2	23.2	28.5	14.8
87/86	8.8	39.1	22.2	25.8
88/87	6.1	39.6	36.3	29.4
89/88	21.1	35.8	60.0	36.6
90/89	38.0	14.8	16.6	17.7
91/90	29.8	36.8	46.4	35.3

Note: Based on data from Table 2-1

(a) 輸出総額の対前年増加率は過去5年間着実に増大している。その傾向は第II、第III分類についてもみられる。この両品目で輸出総額の約75%と高い構成比率を占めている。その増大は輸出総額の増大に大きく寄与すると同時に第8次5年計画の志向する雇用機会の創出・拡大・インド経済の産業構造の高度化を加速することが期待されている。

(b) 第II、第III分類の輸出の増加は国内生産、国内消費及び輸入（特に第II、第III分類）の変動と緊密に関連している。この関連性は今後、輸入の自由化と輸出促進政策の下で更に加速されるであろう。第II、第III分類の現在の国内生産はそれらの輸入に依存するところが大きく、そして国内消費傾向が輸出余力をある程度左右するが、民間設備投資はやがて輸出生産力の増強を誘引するであろう。

2-1-3 国内生産の傾向

(1) 国内生産の特徴

3 商品分類の国内生産における構成比率は表2-8の通りである。

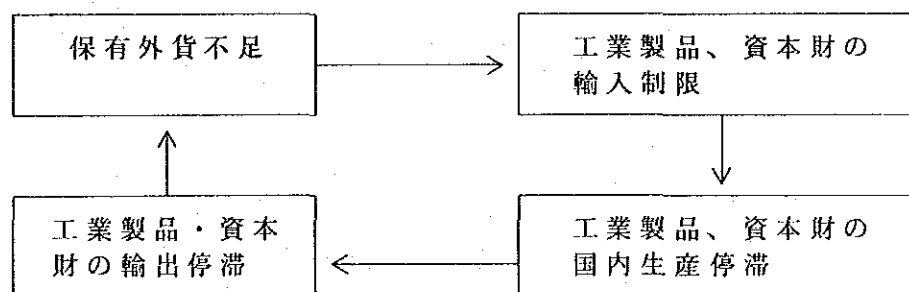
表 2-8 商品分類別国内生産構成比の推移 (%)

Year	I (一次産品)	II (工業製品)	III (資本財)
1980	72	20	8
1985	68	23	9
1986	66	24	10
1987	65	25	10
1988	67	24	9
1989	66	25	9
1990	65	25	10
1991	65	25	10

Note: Based on the data from Table 2-1

- (a) 第 I 分類の構成比率は1980年から91年にかけて着実に低下してきたが、第 II、第 III 分類は逆に増加してきた。この傾向は、インフラストラクチャーや製造業への積極的な投資で第 8 次計画期間中も続くものと予想されている。
- (b) 1992年 4 月には輸出入政策1992~97が発表され、輸出入貿易のなご一層の実質的改革が決定され、輸入は「原則自由」に政策が変更された。工業製品の積極的な輸出増大への関連を企画し、資本財と中間財の輸入が活発化されることが期待されている。しかし、インドの外貨事情と自由市場におけるルピーの交換率がこの政策を左右する大きな要因である。
- (c) 第 II、第 III 分類の国内生産の動向は外貨事情と密接に関連しており、これらの輸入状況に直接影響される。すなわち、その関連性は、外貨が不足すると輸入を制限せざるおえない。輸入に依存してきた中間財及び資本財の国内生産は停滞し、それら工業製品の輸出もやがて停滞する結果、輸出による外貨収入は減少し外貨不足をまねく結果となる。これを図示すると次の通りである。

外貨事情と輸出入の関連



(2) 国内生産の変化

国内生産額の対前年増減率を示したのが表2-9である。

表 2-9 商品分類別国内生産額の推移 (%)

Year	I (一次産品)	II (工業製品)	III (資本財)	Total (生産総額の増減)
1986	-0.7	6.8	6.9	1.7
1987	0.8	7.3	6.5	2.9
1988	15.7	8.1	8.5	13.1
1989	2.3	7.1	7.8	3.9
1990	4.8	7.4	7.3	5.7
1991	-1.0	-0.3	-1.0	-0.8

Note: Based on data from Table 2-1

(a) 1986年から88年の間の各年の第Ⅱ、第Ⅲ分類の生産は、その前年に対し加速度的に高い増加率を示してきたが、1989年からは増加率の減少傾向を示しはじめ、1991年にはそれぞれ-0.3%、-1.0%の減少を記録した。1991年にはこれら第Ⅱ、第Ⅲ分類のみならず第Ⅰ分類も減少を記録し、結果的に全分類の合計で-0.8%の減少となった。

(b) 1991年における第Ⅱ、第Ⅲ分類の生産増加率の低下は、表2-4との関連でみる必要がある。1989年以降、中間財等の工業製品(第Ⅱ分類)と資本財(第Ⅲ分類)の輸入が減少しはじめると、それらの国内生産もその減少傾向に連動して減少している。これは、今後の産業政策が中間財、工業製品、資本財の輸入依存度をどのような対策で低下させられるかにかかっている。

(c) 第Ⅰ分類では農業はGDPの3分の1(「第7次計画 85~89年度、表1-4」参照)を占める最大の構成比率を持っている。

しかし、農業生産は年々の気象変化に依存し、これに大きく影響され、表2-9にみられる通り大幅な変動となっている。

2-1-4 国内消費の動向

国内消費の動向については、国内総支出(GDE)の数値を用いて分析する。この分析では国内総支出(GDE)の二大構成部門である民間最終消費支出(GDEの約65%)と総固定資本形成(同約20%)を対象にそれらの動向分析を行った。

(1) 民間最終消費と総固定資本形成構成比の推移

この両部門のGDEにおける構成比と対前年増加率は、それぞれ表2-10と表2-11の通りである。

表 2-10 民間最終消費支出と総固定資本形成構成比の推移 (%)

Year	Private Consumption	Gross Fixed Capital Formation	Total	Notes
1980	72.1	19.2	91.3	of GDP in current prices
1985	67.1	20.7	87.8	
1986	67.2	20.9	88.1	
1987	66.7	21.3	88.0	
1988	65.5	21.0	86.5	
1989	65.0	21.4	86.4	

Source: Based on the United Nations "Statistical Year Book for Asia and the Pacific 1991".

表 2-11 民間最終消費支出／総固定資本形成の推移 (%)

Year	Private Consumption	Gross Fixed Capital Formation
1986/85	4.7	6.0
1987/86	4.2	6.4
1988/87	8.2	8.7
1989/88	0.8	8.4

Source: Based on Table 2-1

(2) 民間最終消費の特徴

(a) 民間最終消費の構成比率は、1980年の72.1%から1989年の65.0%に確実に低下してきた。一方、総固定資本形成は同期間、19.2%から21.4%に緩慢ながら増加してきた。

(b) 民間最終消費の構成比(表2-10)及び対前年増加率(表2-11)は共に1985年以降低下を続けている。1985年を100とした物価指数は1991年には160であるが、消費額は40%しか増加していない。

国内総支出の約65%を占める民間最終消費のこの傾向は、将来の国内生産活動の発展・成長にも重要である。

(3) 総固定資本形成の特徴

総固定資本形成は全体として、この10年間緩慢ながら小幅ではあるが堅実な構成比率の増加を示し、将来の生産活動の確固たる基盤を構成しつつある。しかし、第Ⅱ、第Ⅲ分類の生産は「国内生産の傾向」(2-1-3)でみられたように、外貨ポジションに左右されたそれら品目の輸入状況と密接に連係している。このため、もしこの連係関係が崩れた場合、総固定資本形成はそれ相応に影響をうけることになる。

2-2 第8次5ヶ年計画

2-2-1 計画の概要

インド経済は第6次・第7次5ヶ年計画期間中（1980～1990年）に年率5%の成長率をもって推移した。しかし、1990年から発足する筈だった第8次計画の原案は国内政治の不安定さのため採用されず、2年間の空白期間を経て、1992年4月から97年3月の5年間の期間で立案された。

以下にその概要を記述する。

(1) 国内総生産

国内総生産の成長率目標値（年率）は、1985年から92年までの7年間の達成値より0.3%ポイント高い5.6%になっている。しかし、このGNP成長率は第7次計画（1985～89年）の達成値の5.8%より0.2%ポイント低く定められている（表2-12参照）。

表2-12 第7次・第8次5ヶ年計画経済指標比較

Rates/Ratio	Seventh Plan (1985-90)	Seven Years including Seventh Plan (1985-92)	Eighth Plan (1992-97)
1. Rate of Growth in GDP (% per annum)	5.8	5.3	5.6
2. Domestic Saving (% of GDP)	20.3	20.7	21.6
3. Investment (% of GDP)	22.7	23.1	23.2
4. Current Account Deficit (% of GDP) *1)	2.4	2.4	1.6
5. ICOR (Incremental Capital Output Rate)	3.9	4.3	4.1
6. Growth Rate in: Export of Goods (% per annum)	8.1 *2)	8.5 *3)	13.6
Import of Goods (% per annum)	10.0	7.5 *3)	8.4

Source: "Eighth Five Years Plan" Volume 1, Table 3.3
Government of India, Planning Commission
July 1992.

注1) : 第7次計画では、非居住インド人(NRI)預金に対する支持金利はインド準備銀行(RBI)が支持金利を計算した上で、NRI資本流入の資料を公表したので、経常収支赤字(CAD)の一部に含まれていない。第8次計画での経常収支赤字計画は、NRI預金に対する支持金利をサービス輸入項目として算入したものである。

注2) : これは第7次計画期間の5年間につき評価されている。商業統計局の数量指数によれば、評価は計画期間中7.6%、第7次計画の最後の4年間は11.6%である。

注3) : 1991~92年は貿易については異常な年であるので、これらは6年間のみの平均を示すものである。

(2) 投資総額

(a) 計画投資額は、7兆9,800億ルピー（計画期間中のGDPの23.2%）であり、そのうち公共部門への投資は3兆6,100億ルピーである（表2-13参照）。

(b) この公共部門投資額は第7次計画で実績比率が45.7%、計画比率で47.8%であったのに対し、表2-14に示す通り、第8次計画では45.2%となっている。この減少は民間部門により重点をおく第8次計画の基本方針の特徴を示している。

(3) 部門別投資計画

部門別投資の内訳は表2-15の通りである。

(a) 農業部門への投資比率は18.65%で、第8次計画では全部門中、第7次計画対比で最大の増加である。第7次計画では農業投資は第6次計画の15.24%から11.23%に減少していた。

(b) 農業部門は、GDPの最大構成部門（1985~90年間で約33%）で、労働力の約2/3はこの期間に農業に雇用され、労働力をはじめ生産要素投入との関連で他部門に全般的な影響を及ぼすものである。従って、農業部門の安定的な成長がGDP成長にとり、重要な開発戦略となる。

(c) 製造業部門は投資の最大分野で1兆8,840億ルピーの投資が計画されている。表2-15の示す通り、第8次計画では全投資の23.61%を占める。公共部門と民間部門への配分はそれぞれ25%、75%で、民間重視が顕著である。

(d) インフラストラクチャー部門をみると電気、ガス、水供給は12.80%、運輸11.02%、通信3.26%で、合計で総投資の27.08%になる。第7次計画ではインフラ投資は25.60%、第6次計画では23.00%であるのに対し、第8次計画では将来の経済成長のための最も重要な成長基盤としてのインフラストラクチャーの整備に非常な力を注ごうとしている。

(e) 表2-15から公共部門投資は総投資計画の45.24%、民間部門は54.76%となる。民間部門では製造業が32.33%、サービス部門が27.62%を占め、合計59.95%となっている。

これは民間部門、特に製造業とサービス業を活性化しようとする政府の強い意欲を示している。このことは、新産業政策(NIP91)1991と新貿易政策(EXIM91)1991及び国家経済の構造改革・調整のための各種の政府発表で強調されてきた経済の自由化、民営化の基本政策に反映している。

表 2-13 第8次5ヶ年計画：部門別投資計画

(Ten Million Rs. at 1991-92 prices)

S. No.	Sector	Sources of Financing the Investment			Investment	Current Outlay	Aggregate Outlay
		Own saving	Transfer from Household Sector's Savings	Rest of the world			
1.	Public Sector	68,900	258,400	33,700	361,000	73,100	434,100
2.	Private Corporate Sector	68,930	58,770	21,300	149,000		
3.	Household Sector	605,170	-317,170	-	288,000		
		743,000	-	55,000	798,000		

Source: "Eighth Five Year Plan" Volume 1, Table 3.5

表 2-14 第5次～第8次5ヶ年計画：公共部門投資比率

	Public Sector Investment (as % of total investment)	
	Projected	Realised
Fifth Plan (1974-79)	57.6	43.3
Sixth Plan (1980-85)	52.9	47.8
Seventh Plan (1985-90)	47.8	45.7
Eighth Plan (1992-97)	45.2	-

Source: "Eighth Five Year Plan" Volume 1, Table 3.4

表 2-15 第 8 次 5 ヶ年計画：部門別投資計画

(Ten Million Rs. at 1991-92 prices)

Sl. No.	Sector	Public	Private	Total	Share of Public Sector in Total Investment by Sectors (%)	Sectoral Distribution		
						6th Plan	7th Plan	8th Plan
1.	Agriculture	52,000	96,800	148,800	34.95	15.24	11.23	18.65
2.	Mining & Quarrying	28,500	11,100	39,600	71.97	6.06	6.70	4.96
3.	Manufacturing	47,100	141,300	188,400	25.00	23.60	26.00	23.61
4.	Electricity, Gas & Water	92,000	10,120	102,120	90.09	12.07	13.65	12.80
5.	Construction	3,300	17,240	20,540	16.07	2.73	1.86	2.57
6.	Transport	49,200	38,710	87,910	55.97	9.42	9.93	11.02
7.	Communication	25,000	1,000	26,000	96.15	1.50	2.03	3.26
8.	Services	63,900	120,730	184,630	34.61	29.38	28.60	23.13
	Total	361,000	437,000	798,000	45.24	100.00	100.00	100.00

Note: Sixth & Seventh Plan figures are calculated at 1980-81 prices.
Source: "Eighth Five Year Plan" Volume 1, Table 3.15

(4) 部門別成長率

第 8 次計画の部門別の成長率は、表 2-16 の通りである。

表 2-16 第 8 次 5 ヶ年計画：部門別成長率

Sl. No.	Sector	Trend Growth Rate of G. V. A. 81-82 to 90-91 (10 years)	Projected Growth Rate 92-93 to 96-97 (percent per annum)		Sectoral Share in GDP (Percent)	
			G. V. A.	Value of Gross Output	1991-92	1996-97
1.	Agriculture	3.8	3.1	4.1	27.7	24.6
2.	Mining & Quarrying	6.8	8.0	8.9	2.0	2.3
3.	Manufacturing	7.2	7.3	8.2	21.5	23.3
4.	Electricity, Gas & Water	9.0	7.8	7.6	2.4	2.7
5.	Construction	3.6	4.7	5.3	5.1	4.9
6.	Transport	7.3	6.7	7.7	5.9	6.2
7.	Communication	6.2	6.1	6.9	1.2	1.2
8.	Other Services	6.5	6.0	6.6	34.2	34.8
9.	Total	5.6	5.6	6.7	100.0	100.0

Source: "Eighth Five Year Plan" Volume 1, Table 3.14

1980年代の部門別成長率（GVAベース）をみると、電力、ガス、水供給が9.0%、運輸7.3%の成長率であったのに対し、製造業は7.2%であった。第8次計画では鉱業の8.0%を最高に、電力、ガス、水供給が7.8%、運輸6.7%に対し製造業は7.3%と第7次計画よりも相対的に高い成長率が計画されている。また生産額ベースでは、鉱業の成長率8.9%に次いで製造業は8.2%の成長率が計画され、その結果第8次計画の最終年度である1996～97年度には製造業はGDPの23.3%の構成比率を占めている。

この数字からも明らかな通り、第8次計画における製造業の役割は非常に大きいといえよう。

2-2-2 国際収支

第8次5ヶ年計画期間中の国際収支は表2-17のとおりである。

(1) 貿易収支

(a) インドの貿易収支は第1次5ヶ年計画（1950～55年）以来、1972年と76年を除き慢性的な入超を続けてきた。その入超率（入超額／輸出額）は1960年代56.4%、70年代19.6%、80年代前半63.7%、同後半44.5%（第7次計画期間）、90年度32.7%、91年度40.7%（表2-17参照）と高い入超率で推移してきた。その結果、国際収支は近年特に危険な状態を示し、1990年、91年は危機的な外貨事情を招く結果となった。

表 2-17 第8次5ヶ年計画：国際収支

（単位：Rs. 千万）

	1991-92	1996-97	Total 8th Plan
Exports	44,292	83,869	330,153
Imports*	62,345 (51,700)	93,314	399,650
Trade Balance*	-18,053	-9,445	-69,497
Invisibles*	3,494	2,332	14,634
C. A. D.*	-14,559 (7,000)	-7,113	-54,863

Note*: These are normalised projections for the base year. Actuals during 1991-92 are lower than these, as indicated in brackets and explained later.

Source: "Eighth Five Year Plan" Volume 1, Table 3.28

(b) 第8次計画期間中の輸出額は3兆3,015億ルピー、輸入額は3兆9,965億ルピーで、入超額は6,950億ルピー、入超率は21.0%となる。第8次計画期間の最終年度である1996~97年では入超率は11.2%で、大幅な改善がみこまれている。

(c) これを第7次計画期間中の実績と比較すると、輸出額は8,690億ルピー、輸入額は1兆2,560億ルピー、入超額は3,870億ルピーに達し、入超率は44.5%の高い比率であった。

(d) 第8次計画では入超額は6,950億ルピーで、第7次計画の3,870億ルピーに対し約8割増加はしているが、輸出額は約3.8倍、輸入額は約3.2倍であり、貿易の拡大均衡化を積極的に志向している。結果的には第8次計画期間中の入超率は第7次計画実績の半分以下への改善が計画されている。

(2) 経常収支

(a) 第8次5ヶ年計画期間中の経常収支赤字額 (Current Account Deficit - CAD) は表2-17のとおり5,486億ルピーで、期間中GDPの1.60%に相当する (表2-19参照)。参考迄に対GDP比率で第6次計画と第7次計画と対比すると、第6次では1.43%、第7次で2.38%となっており、第8次では第7次より大きく改善されているものの第6次計画の実績には及ばない。

(b) ここで経常収支を左右する要因の一つとして貿易外収支に注目したい。表2-19の示すとおり、第6次計画の実績では貿易外収支の黒字はGDPの1.90%、第7次計画ではそれが大きく低下して0.75%と減少し、第8次計画では更に減少して0.42%が想定されている。

(c) インドの経常収支を貿易収支と貿易外収支との関連で分析すると、従来のパターンは貿易外収支の黒字が貿易収支の赤字をある程度まで補填してきた。即ちその補填率 (貿易外収支黒字額 / 貿易収支赤字額 — ルピーベース、"Economic Survey 1992-93" Table 6.3(A)S-79、7.1(A)S-84より算出) の推移は1980年度35.7%、1985~87年度平均44.2%、1988年度24.6% (ドルベースでは表2-18どおり14.5%) となる。ところが、このようなパターンは1989年度にはもはやみられない。表2-18 (ドルベース) にみられるとおり、89年度以降は貿易外収支の黒字の減少で、89年度8.2%、90年度0.2%、91年度1.7%と推移してきた。

表 2-18 近年の貿易収支・経常収支

(US\$ million)

Account	88-89	89-90	90-91	91-92
Trade Balance	-9,361	-7,456	-7,750	-3,078
Invisible(net)	1,364	615	28	52
Current Account	-7,997	-6,837	-7,727	-2,835

Source: Economic Survey 92-93, Table 5.1.

表 2-19 国際収支の主要指標 (対GDPパーセント表示)

Year/Period	Exports	Imports	Trade Balance	Net Invisibles	Current Account Deficit
Average (1980-85)	5.00	8.33	-3.33	1.90	-1.43
Average (1985-90)	5.21	8.33	-3.33	0.75	-2.38
Eighth Plan (1992-97)	9.60	11.62	-2.02	0.42	-1.60
Projections					

Source: "Eighth Five Year Plan" Volume 1, Table 3.27

(d) 経常収支の赤字 (CAD) の削減には貿易収支の赤字削減と同時に貿易外収支の黒字増大が必要であるが、貿易外収支の純収入面を項目別に更に追求すると表2-20のとおりである。最大の収入項目は民間移転収入で、主として中東湾岸諸国へのインド人出稼ぎ労働者の送金である。1980年当時約200億ルピーだったのが、戦争勃発の前年の1988年には384億ルピーと倍増しインドの外貨事情に大きく寄与したが、1990/91年からはこれが減少し、外貨危機を加速させる一因にもなった。

(e) 観光収入は貿易外収支の中で二番目に大きな収入源であり、前記の労働者送金より安定した外貨収入源となっている。また、観光業は労働集約的産業で雇用機会の創出効果も大きい。しかし、1991年にインドを訪問した外国人旅行者は約150万人 (インド観光局調査) で、同年シンガポール600万人、タイ500万人と比較し、観光資源の豊かなインドとしては少なすぎる。

表 2-20 貿易外収支の新収入

(Rs Hundred Million)

Account Items	1988-89	1989-90	1990/Jan-Jun
Travel	146	171	112
Transportation	-18	-34	-9
Insurance	4	5	7
Investment income	-364	-487	-265
Government, not included elsewhere	-9	-15	-9
Miscellaneous	-16	-6	-11
Transfer Payment			
i) Official	72	89	47
ii) Private	384	379	241
Invisible Net Total	197	102	113

Source: Reserve Bank of India, Monthly Bulletin, March 1993

(3) 経常収支赤字補填策

(a) 表2-17の 5,500億ルピーの経常収支赤字 (CAD) の補填は、第8次計画では表2-21に示すように計画されている。

表 2-21 第7次/第8次5ヶ年計画：経済収支

	Seventh Plan (Ten Million Rs. at Current prices)	Eighth Plan (Ten Million Rs. at 1991-92 prices)
1. Current Account Deficit including Errors & Omissions Financed by	42,284	55,000
2. External Assistance including official transfers*	10,572	28,700
3. Commercial Borrowings	10,592	5,000
4. Non-Resident Deposits	10,164	3,000
5. Other Capital	5,879	21,300
6. Use of Reserves	(-)5,077	3,000

* Net of repayment to IMF and others

Source: "Eighth Five Year Plan" Volume 1, Table 3.29

(b) 第7次計画では、その赤字 4,220億ルピーは外国援助で25%、商業ベース借り入れで25%、非居住インド人預金で24%、外国企業の直接投資で14%、そして更に保有外貨を使用して13%の補填がなされた。

(c) 第8次計画では表2-21の示す通り補填財源の構成が大きく変わり、外国援助が総赤字額の52.18%、直接投資が38.72%で、両財源で総赤字額の90%の補填を目標にしている。

(d) 商業借り入れへの依存率はわずかに 9.0%で、従って、結果的に第8次計画終了年度末に保有外貨は300億ルピー増加することになっている。

(4) 輸出入計画

- (a) 第8次計画の期間中の総輸出額は表2-17の通り3兆3,015億ルピーと計画され、輸出商品は三つの商品群に分類されている。すなわち、「農産物及び同製品」、「鉱産物」そして「製造品」である。第1と第2の商品群は総輸出の19%を占める、所謂「一次産品——原材料及びその単純加工品」である。第3商品群の「製造品」は76%を占める。
- (b) 輸出増強は第8次計画の貿易戦略上の最重点課題で、年率13.6%の成長が期待されている。一次産品分野では水産物、油粕、カシュー核、砂糖、香辛料、米、野菜、果実、加工食品等の伝統的輸出産品の輸出増大による外貨獲得が計画に織り込まれ、増産による輸出余力の増大が主要課題とされている。
- (c) 製造品輸出では各種エンジニアリング製品、素材化学品、衣料製品の他、綿糸布、皮革製品、宝石、手工芸品等の伝統的工業製品に期待がかけられている。また、大型投資が実施され、生産能力の増大した鉄鋼、セメント、砂糖も輸出拡大商品となっている。
- (d) 第8次計画の計画期間中の総輸入額は表2-17の通り3兆9,965億ルピーと計画され、輸入統計(統計3-30表)によれば、輸入商品は二つの商品群に分類されている。すなわち、全輸入の39%を占める「大口(バルク)商品」と60%を占める「その他商品」である。商品分類を産業・貿易戦略の面から再構成(注)すると、「粗原料品」が全輸入の32%、「中間財及び製品」が68%の構成になる。
- 注) : 「計画書の輸入統計」の「統計調整値」5,510億ルピーを除外した3兆4,450億ルピーを分母として、構成比率を算出した。
- (e) 主要輸出商品の生産に必要な品目の輸入はその輸入依存度の強さ、国内製品での輸入代替の可能性、及び輸出目標値にもとづいて立案されている。また、資本財輸入については、その輸入と国内固定資本形成、総付加価値額、工業生産高との過去の相関関係を検討した上で計画されている。
- (f) 計画の初期年度の国内原油生産の減少と精製所の建設の遅延のため、総輸入の約20%を占める原油と石油製品の輸入には十分な考慮が払われている。これは反面、他品目、特に資本財と輸送機械等の輸入抑制を伴うものとなることも予測されている。

2-3 1993年～94年予算と主要経済政策

1993年2月28日新予算案（1993/94年度）が大蔵省より発表された。

2-3-1 予算の概要

(1) 赤字縮小目標

IMFより要求されている財政赤字の対GDP比率は、1992～93年度では5%であるが、政府の赤字縮小努力の結果、5.25%と予測されている。ちなみに1991～92年度では6.20%であった。

(2) 赤字予算額

表2-22の予算案概要の示す通り、1993～94年度の歳入総額は1兆2,700億ルピー、歳出総額1兆3,130億ルピーで、予算赤字は430億ルピーと見積もられ、過去10年間で最も低いものとなっている。

(3) 国営事業費

中央政府自身の事業計画支出（Central Plan Outlay）からの財政援助2,320億ルピーと国営事業への総支出4,060億ルピーの合計6,380億ルピーは本年度（1992～93年度）予算対比32%の増加で、政府はマクロ経済運営に自信を深め、単に赤字縮小を志向する経済政策とはなっていない。国営事業への財政援助は本年度の1,850億ルピーから来年度は2,320億ルピーに26%増加する計画である。

(4) インフレ率

財政赤字（Fiscal Deficit-予算赤字に政府借入とその他の債務）の削減は、来年度は政府にとりインフレ抑制のための重要課題である。この予算で財政赤字の対GDP比率はGDP成長率5%、インフレ率8%の前提の下に4.75%と設定されている。

(5) 歳入

經常収入は8,420億ルピーで1992～93年度修正予算対比7.6%増である。税収入は本年度より7.8%増の6,270億ルピーだが、政府は関税率と物品税率等、間接税率の引き下げを経済成長の回復による直接税収増や輸出入の増大により均衡させる計画となっている。なお、本年度の税収は5,810億ルピーで、92～93年度当初予算を170億ルピー上回る計画となっている。

(6) 歳出

非計画支出は、92～93年度修正予算 8,770億ルピーに対し2.6%増の9,000億ルピーである。これは州及び中央直轄地への貸付が92～93年度修正予算の480億ルピーから9%削減され、440億ルピーになったことに起因している。その他の重要項目では、国防費は経常・資本勘定合計で1,910億ルピーで、92～93年度の9.6%増、そして93～94年度予算の総歳出額の14.6%に相当している。

(過去3年間の歳入・歳出は、表2-22の通りである。これは大蔵省の93～94年度「Budget at Glance」より引用した。)

表 2-22 歳入歳出予算案概要

(単位: Rs. 千万)

	1991-92	1992-93	1992-93	1992-93 (本年度修正値 比増減率%)
	確定値	予算案	修正予算	予算案
1. 経常収入	66,047	75,688	78,279	84,209(+7.6)
2. 税収入	50,070	56,456	58,179	62,739(+7.8)
3. 税外収入	15,977	19,232	20,100	21,470(+6.8)
4. 資本受取	38,528	38,010	39,245	42,800(+9.0)
5. 貸付金戻り	6,020	6,491	6,225	6,655(+6.9)
6. その他収入	3,038	2,500	3,500	3,500(0)
7. 借入金	29,470	29,019	29,520	36,645(+10.6)
8. 歳入合計(1+4)	104,575	113,698	117,524	127,009(+8.1)
9. 非計画支出	80,469	84,475	87,753	90,072(+2.6)
10. 経常勘定分	67,234	71,233	74,461	77,654(+4.2)
(11. 内利払い)	(26,563)	(32,000)	(32,500)	(38,000)(+16.9)
12. 資本勘定分	13,235	13,242	13,292	12,418(-6.6)
13. 計画支出	30,961	34,612	36,973	41,251(+11.6)
14. 経常勘定分	15,074	18,337	20,518	24,185(+17.8)
15. 資本勘定分	15,887	16,275	16,455	17,066(+3.7)
16. 歳出合計(9+13)	111,430	119,087	124,726	131,323(+5.3)
17. 経常支出(10+14)	82,308	89,570	94,979	101,839(+7.2)
18. 資本支出(12+15)	29,122	29,517	29,747	29,484(-0.9)
19. 経常勘定赤字(1-17)	16,261	13,882	16,700	17,630(+5.6)
20. 予算赤字(8-16)	6,855	5,389	7,202	4,314(-40.1)
21. 財政赤字 {(1+5+6)-16=7+20}	36,325	34,408	36,722	36,959(+0.6)
22. 基本赤字(21-11)	9,762	2,408	4,222	-1,041()
23. 中銀対政府信用純増	5,508	5,389	5,400	-4,314(-20.1)

出所: "Budget at a Glance: 1993-94"

The Ministry of Finance, Government of India.

2-3-2 主要経済政策

1993年2月28日大蔵大臣による予算演説で発表された新経済政策の主旨は次のとおりである。

(1) 貿易勘定ルピーの完全市場相場制の導入（二重相場制の廃止）

今年の予算発表で導入された貿易勘定ルピーの二重相場制（Partial Convertibility System - 受取外貨の6割は市場相場で、4割はRBIの公定相場で交換）を今回廃止し、100%市場相場で換金できる完全市場制に一本化された。

(2) 関税率の引き下げ

関税率を次のとおり引き下げる。

- (a) 補助追加関税の基本関税への統合。
- (b) 最高関税率110%から85%への引き下げ。
- (c) 主要輸入品の税率引き下げ（表2-23参照）。

関税引き下げによる税収減は327億ルピーと見積もられている。

(3) 物品税の引き下げ

以下の物品税を引き下げる。

- (a) 茶、コーヒー、バナスパティ、ビスケット、石鹼、履き物、化粧品等の消費財の税率引き下げ。
- (b) 自動車、冷蔵庫、エアコン、資本財等物品税の引き下げ。
- (c) 主要商品の物品税引き下げ（表2-24参照）。

物品税率引き下げによる税収減は、124億ルピーと見積もられている。

(4) 法人税率と個人所得税率は変更なし。

法人税率と所得税率を段階的に引き下げるべきとの Chelliah 委員会（政府税政諮問機関）の答申に対し、政府は引き下げを決定しなかった。政府は、財政赤字の削減と同時に間接税率の引き下げを行ったため、直接税引き下げのための財源捻出に困難があったと説明している。

(5) 後進地域と特定分野への投資促進のための免税措置。

工業後進地域、電力等重要インフラ分野及び電子製品製造工業団地 (Technology Park) への新規投資に対し、5年間の免税期間を認める。この措置による歳入減は30億ルピーと見積もられている。

(6) 公営銀行の資本調達のため、証券市場への直接介入の許可。

政府は The State Bank of India や他の公営銀行に対し、予算上の新規資本注入 (570億ルピー) に加え、資本充実のため、証券市場から直接資本を調達することを認めた。但し、政府は引き続き主要株主であり、経営権を保持する。

(7) 金利引き下げ

金利引き下げを1993年3月1日より実施する。

- (a) 最高預金金利12%から11%に引き下げ。
- (b) 最低貸出金利18%から17%に引き下げ。
- (c) 輸出金融金利14%から13%に引き下げ。

同時に、輸出金融に関しては貸付金利に課せられる利子税を廃止する。なお、銀行は総貸出額の1割を輸出金融に割り当てることを求められる。

(8) 預金準備率の引き下げ

現在38.0%。3月6日より37.75%に引き下げが決まっている証券準備率 (S L R) を今後3年間で25%まで引き下げ、銀行の負担を緩和する。

(9) 政府の計画支出の増額

中央政府の計画支出規模は1992-93年度4,840億ルピーに対し、今年度は1,550億ルピー増の6,390億ルピーで予算が組まれている。教育・保健、交通、エネルギー等の地域開発及びインフラ関連分野に対する財政援助を拡大する。同時に政府は公営企業の再建のために350億ルピーの資金手当を行う。

(10) 個人所得税の標準控除の引き上げ

- (a) 標準控除12,000ルピーから15,000ルピーに引き上げ。
- (b) 勤労女性標準控除15,000ルピーから18,000ルピーに引き上げ、所得の上限は、75,000ルピーに引き上げ。
- (c) 老人に対する還付税率10%から20%に引き上げ、所得の上限現行の50,000ルピーから75,000ルピーに引き上げ。
- (d) 贈与税の非課税限度20,000ルピーから30,000ルピーに引き上げ。

表 2-23 関税率の変更

	(from)	(to)
Project Machinery for Coal Mining & Petroleum Sector	30%	25%
Project Equipment	55%	35%
Power Projects (also extended to machinery required for modernization & renovation)	30%	20%
Capital Goods for Leather, Textiles, Marine Products GEM & Jewelry	40%	25%
Components of General Machinery Various Types of Machine Tools & Instruments	35%~40%	25% 40%, 60%, 80%
Steel Scrap	20%	15% (up)
Non-Ferrous Metals (unwrought & unalloyed forms) - Ditto - (wrought forms)		25%~50% 70%~80%
Specified Pesticides	110%	75%
Chemicals		Uniform rate 15% DMT, PATA & MEG 70%
Electronics Project, Capital Goods for Electronics	30%~50%	25%
Raw Materials & Parts for Electronics	40%~80%	20%, 35%, 50%
Specified Raw Materials for Optical Fiber Cables	90%	20%
Fishing Equipment	40%	15%
Film Rolls	55%, 65%, 35%	25%, 40%, 25%
Specified Bulk Drugs		25%
Sealing Machines for Packing I.V. Liquids	40%	15%

表 2-24 物品税の変更

Coffee, Tea & Instant Tea	Fully exempted
Vanaspati	From Rs. 1, 990 to Rs. 1, 500 p. m. t
Footwear Specified Units	Fully exempted
Evaporative Coolers	From 23% to 10%
Electric Fans	17.25% to 10%
Domestic Electrical Appliances	23% to 15%
Dry Cell Batteries	34.5% to 25%
Printing & Writing Ink	17.25% to 10%
Radio Sets	23% to 10%
Tooth Powder	17.25% to 10%
Noodles & Roasted Cereals	17.25% to 10%
Biscuits	11.25% to 7.5%
Plastic Moulded Luggage	34.5% to 25%
Mattresses & Bedding Articles of Cellular Rubber	69% to 30%
Capital Goods & Instruments	11.5% to 23% to 10%
Capital Goods & Instruments (Power Sector)	5%
Non-Petrol Driven Vehicles	23% to 15%
Three Wheelers	23% to 15%
Motor Cars	55% to 40%
Colour Television	Rs. 1, 925 to Rs. 4, 785 Rs. 1, 250 to Rs. 2, 200
Refrigerators	Rs. 575 to 5, 750 Rs. 400 to 3, 500
Refrigerators for Cold Storage	69% to 20%
Airconditioners	Rs. 13, 800 to Rs. 8, 500 Rs. 7, 000 to Rs. 70, 000
A. C. Compressors upto 7.5 Tonnes	Rs. 6, 900 to Rs. 5, 500
Bulk Plastic Resins	46% to 35%
Ferrous Metals	11.5% to 23% to 12.5% to 15%
Aluminum	23% to 40.25% to 25%
Non-Ferrous Metals	11.5% to 34.5% to 15%
Plywood	34.5% to 20%
Cosmetics & Toiletries	120.75% to 70%
Molasses	Rs. 172.50 to Rs. 200 P. M. T.

第 3 章 産業・通商政策

第3章 産業・通商政策

3-1 産業政策の推移

新産業政策（N I P 91）を把握するためには、その背景となる独立以来の統制強化の過程を理解する必要がある。これまでの政策の指向するところを以下に略述する。

3-1-1 1991年以前の政策

独立以来、インド政府の産業政策の基本方針は“主要産業は全て国内で育成する”ことであり、その産業政策は

- (1) 国内産業保護
- (2) 外国資本規制
- (3) 主要産業は公営部門の独占的支配
- (4) 民間部門の活動は厳しい許認可制度で管理・統制

するものであった。

基本的には市場経済に立脚するとはいえ、経済活動全般にわたり極めて強い管理統制経済であった。このことが独立以来ほぼ半世紀を経た今のインドの経済停滞と発展の遅れ、更には近年の危機的な外貨事情を招来した原因の一つであったことは否めない。

ナラシマ・ラオ現政権はこの憂慮すべき現状の打開のため、1991年7月より以下に示す産業貿易政策を発表した。

- ・1991年7月、新産業政策（N I P 91）と新貿易政策（E X I M 91）を発表
- ・1992年3月、新貿易政策1992～97を発表
- ・1992年1月、外国為替管理法1973の改正
- ・1993年2月、1993～94年度予算案発表と同時に新経済政策を発表

1991年7月の新産業政策は独立以来の画期的・抜本的な経済の自由化、対外開放化路線の確立といえる。

以下に1991年以前の政策についてレビューする。

(1) Industrial Policy Resolution (I P R) 1948

公共部門と民間部門の活動範囲を規定し、政府直接管理の公営企業を明記した。

(2) Industrial Development and Regulation Act (IDRA) 1951

民間部門の許認可制度の導入：産業開発にあたり、1951年のIDRAを基礎とし下記の法規制が施行された。

(a) Capital Issues Control Act, 1947, 1955:

株式、社債発行時の規制

(b) Essential Commodities Act, 1955:

主要物資(鉄鋼、石炭、肥料等)の価格、分配、供給を統制

(c) Company Act, 1956

(d) Monopolies and Restriction Trade Practices Act, 1969:

「MRTP 1969」と略称

過度の経済力の集中回避と独占的、制限的取引慣行の弊害除去を目的にIDRA 1951の規制に加え、本法で許認可取得分野の規制を強化した。対象企業は主として財閥系大企業であった。

(e) Foreign Exchange Regulation Act, 1973:

「FERA 1973」と略称

外国企業の活動を規制(外資は原則40%まで)

(3) Industrial Policy Resolution (IPR) 1956

IPR 1948の修正・強化で、公共部門への比重を高めた。

工業部門を三分類(Schedule A, B and C)とした。

A分野：公共部門の独占的支配分野

兵器産業、原子力産業、鉄道運輸業、鉱業(石炭、石油、鉄鉱石等)、製造業(鉄鋼、重鋳鍛造、重機械、重電機、航空機、造船、電話、電信器)、航空運輸、発電・送配電業など

B分野：公共、民間両部門の担当分野

アルミニウム、工作機械、特殊鋼、化学工業、鉱業の一部、道路・海上輸送など漸進的に国有化される。

C分野：民間部門中心の分野

上記、A, B以外の全ての産業

(4) Industrial Policy Government Decision (IPGD) 1973

社会主義政策の行き過ぎ是正を志向し、上記IPR 1956のSchedule A, B and Cにおける財閥系、外資系企業の活動範囲を拡大し、その積極的活動を一応認めた形となったが、基本的には自由化路線を志向したものではない。

(5) 1977年、1980年、1982年の Statement of Industrial Policy

(a) 1977年の産業政策：

人民党（現在のインド人民党 — B J P）の政権下で、今までの統制経済の行き過ぎに対し重要物資の規制緩和を断行したが、2年間の短命政権に終わった。

(b) 1980年、1982年の産業政策：

第2次インディラ・ガンジー政権下で、緊迫する外貨危機に対処してIMFより外貨援助を受けるにあたり、IMFは経済自由化の促進を援助条件とした。また長年の統制経済の行き詰まりに対する手直しの必要性も緊急の問題であった。このような状況下で、計画経済的統制経済を志向してきた同政権にとり不本意な規制緩和であった。同政権がこの規制緩和で自由化路線に基本政策を変更したとは言えない。

1985年、ラジブ・ガンジー政権の発足後、経済自由化を標榜し種々の政策が打ち出されたが、長年の管理・統制経済下での許認可制度の利権構造、自由化政策に沿った窓口行政の柔軟な対応の欠如、既得権益に執着する民間産業界の姿勢は変わらず、見るべき成果も現れないまま、1990年から91年にかけての経済活動全般、特に外貨事情の危機的状態に落ち込んだ。

3-1-2 1991年の新産業政策（NIP 91）

91年7月24日、経済を活性化し、外国からの投資を促進するために新産業政策が発表され、8月26日に国会承認を得た。

発表の中（第39条“政府決定”）で「政府はインドの産業経済を取り巻く広範な官僚的規制を取り除くための政策の実行を決定した」と述べ、従来の数多くの規制により閉鎖性が強く、民間部門は規制でがんじがらめになっていた計画経済的な統制色の強い経済の自由化を図るための、抜本的な経済改革に乗り出す決意を謳っている。

新産業政策の内容は大別して5つの項目から構成されている。

- (1) 産業ライセンス制度
- (2) 外国資本投資
- (3) 外国技術協定
- (4) 公共事業部門
- (5) 独占・制限的取引慣行法

上記5項目の重要改訂点について政府発表の要旨を述べる。

(1) 産業ライセンス制度

- (a) 安全保障上、戦略上重要な産業（「付属書 - II」Annex I の 8 分野）は引き続き公共部門が担当する。
- (b) 主要産業（「付属書 II」Annex II の 18 分野）以外の産業については産業ライセンス制度は廃止された。ただし、小規模部門留保品目は従来通り継続する。
- (c) 現行の各種登録制度（小規模部門の州産業監督局への登録、産業ライセンス制度の免除登録、技術開発局への登録）は廃止された。
- (d) 新規事業開始や事業拡大の際は届け出るだけでよい。
- (e) 人口 100 万人以下の都市では、ライセンス取得を必要とする工業を除き、その他の工業の設立は中央政府からの認可を不要とする。しかし 100 万人以上の都市では、環境に悪影響を及ぼす産業（電気、コンピューター・ソフトウェア、印刷など環境を害しない産業以外のもの）は予め定められた産業地域外では周辺部 25km より外側に立地することが要求される。
- (f) 投資を行う場合、資本財の輸入は自動的に認可される。但し、i) 外資によって外為が保証されている場合、ii) 設備投資額が 2 百万ルピーを超えず、資本財（C I F）の輸入比率が投資額の 25% を超えない場合である。その他の場合は産業許可局（S I A）の許可が必要である。また、既存企業は追加投資しなければ生産品目を拡大できる。
- (g) 国産化政策：現地調達比率引き上げ政策（P M P : Phased Manufacturing Program）は新規事業には今後適用されない。但し、既存企業については P M P は従来通り適用となる。
- (h) 金融機関の転換条項（Mandatory Convertibility Clause）は新規事業向け貸付金に対しては今後は適用されない。

（注）転換条項：政府系金融機関の民間企業に対する融資金額の 20% までを融資先企業の株式総額の 40% を上限として、数年後のある時点で融資先企業の株式に転換できる制度である。民間企業に対する規則手段として 1971 年に採用された。政府系金融機関の民間企業経営への参加により、企業の力の巨大化を防ぐのが目的であった。

(2) 外国資本投資

- (a) 優先度の高い産業（「付属書－Ⅱ」Annex Ⅲの34分野）への外国資本比率を従来の40%から最大51%まで引き上げる。
- (b) 海外市場へのアクセス拡大の見地から、貿易会社への外国資本参加にも最大51%まで認められ、それら外資系貿易会社は輸出入政策に従って国内貿易会社と同じ取扱いを受ける。
- (c) 外国資本に係わる配当金の支払は当該期間の輸出金額内であるか、インド準備銀行（RBI）により監視され、確認を受ける。
- (d) 特別委員会（Special Empowered Board）を設置し、一定規模以上の外国企業との交渉や海外からの直接投資に対する許可を行う。
- (e) 資本財輸入の際、支払に必要な外資が外国資本により全て調達される場合、自動的に輸入許可を交付する。
- (f) 資本財輸入の際、輸入資本財のCIF価額がプラント設備総価額（税引き後）の25%以下で、かつ2,000万ルピーを超えない場合は自動的に輸入許可を交付する。

(3) 外国技術協定

- (a) 優先度の高い産業（「付属書－Ⅱ」Annex Ⅲの34分野）の契約締結時のロイヤルティーの一括支払については、1)1,000万ルピーを超えない場合、2)国内販売額の5%を超えない場合、3)輸出額の8%を超えない場合は、その外国技術協定は自動的に認可される。また売上高に比例するロイヤルティーについては、協定締結から10年間、或いは生産開始から7年間のいずれかにおける売上総額の8%を上限としている。
- (b) 「付属書－Ⅱ」Annex Ⅲ以外の分野の産業では、その外国技術協定の締結は、外貨支払が不要の場合のみ上記と同様の基準に基づいて承認される。

(c) 外国人技術者の雇用や国内開発技術の外国での検査に対する事前承認は不要となった。

(4) 公共事業部門

(a) 安全保障上、戦略上重要な産業（「付属書－Ⅱ」Annex I の 8 分野）は引続き公共部門が担当する。しかし、それら分野への民間部門の選択的参入も今後は可能となった。

逆に、公共部門の民間分野への参入についても今後は認められる。

(b) 経営不振で今後改善の見込みのない公営企業は経営再建のため、産業・金融復興局（B I F R : Board of Industrial and Financial Reconstruction）の管轄下に置く。また、

(c) 民間活力導入のため、政府保有の公営企業株の一部を金融機関や一般投資家に売却する。と同時に、

(d) 公営企業の独立性・権限を拡大し、経営の一層の専門化を図る。

(5) 独占・制限的取引慣行法（M R T P）

(a) M R T P 法を改正し、財閥系企業や支配的企業の資産制限を撤廃する。

(b) 同時に新事業の開始、企業合併、企業買収、経営者の任命に関するインド政府の事前承認を不要とする。

(c) これに関連して株式の購入、譲渡に関する制限も廃止される。

(d) 公正取引委員会の機能を強化し、消費者からの苦情があった場合、独占的、制限的、かつ不公正な取引慣行に関する調査開始の権限を賦与する。

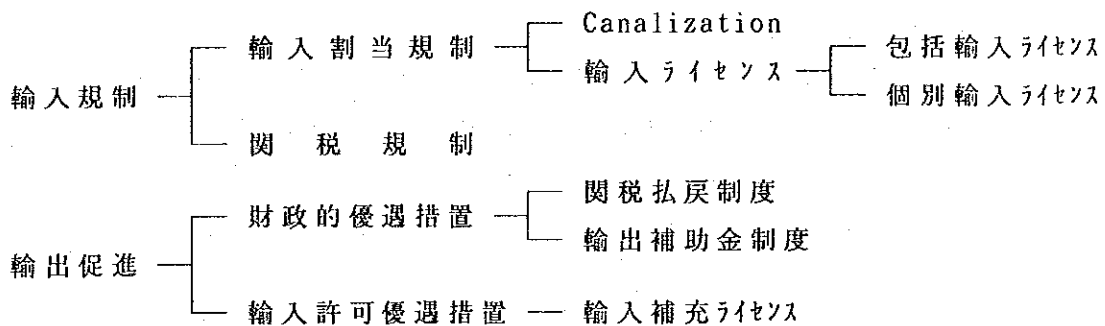
3-2 通商政策の推移

3-2-1 1991年以前の政策

(1) 輸出入管理制度の概要

(a) インドの通商政策は慢性的な貿易赤字と保有外貨の不足のため、「輸入規制と輸出促進」を基本方針としてきた。

(b) 管理制度は輸出入において次の諸施策で運営された。



(c) 通商管理の基本法は「Imports and Exports Control Act, 1974」と本法により制定された管理規則である。

(2) 輸入規制制度

(a) 輸入割当規制

1) Canalization (輸入業者指定) 制度 :

重要物資や大口輸出入の指定商品（鉄鉱石、マンガン鉱、塩、砂糖、石油・同製品、鉄鉱等）の輸出入は国営貿易会社（STC）、鉱物金属国営会社（MMTC）等（全部で16公団）の公共部門の諸団体により輸出入が行われ、民間部門の取扱いは許可されない。

2) 輸入ライセンス :

政府輸入や援助物資の輸入を除き、全ての輸入は輸入ライセンスの取得が必要である。

(b) 関税規制

中央政府の税収増と国内産業保護を計るため、殆ど全ての輸入品に対し輸入関税が課せられ、しかも税率は一般に高率である。

(3) 輸出促進制度

(a) 財政的優遇措置

1) 関税払戻制度：

原材料・部品の輸入に際して課せられる輸入関税は輸出商品の製造の場合に限り払戻される。

2) 輸出補助金制度：

政府が輸出を奨励する品目には輸出額の5～30%の補助金を現金で支給する(CCS - Cash Compensation Support)。この制度はインドの輸出を活発にはしたが、同時に財政赤字を増大し、政府の財政上の大きな問題ともなった。

(b) 輸入許可優遇措置

これは輸入補充ライセンス(REP - Replenishment Licence)制度であり、輸出業者に輸出商品生産のために必要な原材料・部品の輸入を許可する制度である。それらの原材料・部品が調達できない場合や、たとえ調達可能であっても、価格、品質、納期の面で不十分な場合、輸出FOB価格の5～20%の輸入を優先的に許可するものである。

3-2-2 1991年の新貿易政策 (The EXIM Policy 1991)

1991年7月、商業省は「Structural Change in The EXIM Policy」(EXIM 91)と題した、従来 of 輸出入政策を抜本的に改革し、自由化を志向する画期的な政策を発表した。

(1) 新政策の目的

新貿易政策の改革の目的は次の諸点である。

- ・ライセンス制度を簡素化し、自由化を図る
- ・輸出を促進する
- ・輸入を適正水準まで圧縮する

(2) 新政策の内容

EXIM 91 の新政策は次の12項目で構成されている。

すなわち、

- (a) 輸入補充ライセンス (REPライセンス) 制度の適用拡大・自由化
- (b) 輸入補充ライセンス制度における優先的輸入枠の拡大
- (c) 輸出業者に対する各種ライセンス制度のREPライセンス制度への一本化
- (d) 輸出補助金制度の廃止
- (e) 各種輸入ライセンスの廃止
- (f) 小企業及び救助用医薬品・器具のREPライセンスからの適用除外
- (g) 前渡しライセンス制度の強化
- (h) 輸出入許可証の売買自由化
- (i) 金融機関の輸出入許可証売買業務への参入
- (j) 全ライセンス制度の3年以内廃止
- (k) キャナライゼーション (Canalization — 輸入業者指定) 政策の改革
- (l) 3～5年以内のルピーの完全自由化

これら12項目は大きく次の3つに大別しうる。すなわち、

- ・ 輸入ライセンス制度の簡素化
- ・ 輸入ライセンス制度の輸入枠の拡大
- ・ 輸出補助金制度の廃止

これら主要項目につき以下に解説する。

(3) 輸入ライセンス制度の簡素化

- (a) 個別の輸入ライセンスが簡素化され、輸出商品の製造用の原材料・部品 (ただしOGL品目を除く) の輸入では輸入補充ライセンス (REPライセンス) の使用が可能になった。
- (b) 輸出入政策1990～93に添付されていた輸入許可品目表、3A, 3B, 4, 6及び9該当の品目の輸入もREPライセンスにより行われる。
- (c) 補充ライセンス (Supplementary Licence) は小企業、人命救助用医薬品・医療器具の輸入を除く全商品でREPライセンスが適用される。

(d) 輸出業者に与えられていたその他の全てのライセンスは廃止され、R E Pライセンスに一本化される。

(e) 輸出商品の製造のための原材料・部品の輸入に際し、輸出業者に与えられる前渡しライセンス (Advance Licence) はR E Pライセンスを使用することになる。

(f) この場合、輸出業者が前渡しライセンスとR E Pライセンスを並行使用したいときは輸出業者は前渡しライセンスの交付をうけうる。この場合、前渡しライセンス額は純外貨収入額の10%から20%に引き上げられる。

(g) R E Pライセンスは今後「EXIM Scrip (輸出入許可証)」と呼ばれ、自由に売買できる。

(h) 資本財及び原材料に対する全ての輸入ライセンスの3年以内の廃止を図る。

(i) 政府系公営企業による独占的輸入制度 (Canalization) の廃止を近く実現する。

(4) R E Pライセンスの輸入枠の拡大

(a) 従来R E Pライセンスでの輸入枠は輸出F O B額の5~20%であった。今回、輸出商品の種類に関係なく一律30%に引き上げられた。輸出奨励策としてのR E Pライセンスの役割が大きく強化されたことになる。

(b) 記述のように輸出業者に与えられた各種ライセンスを廃止し、R E Pライセンスに一本化されたが、この変更にあたり輸出業者にはR E Pライセンス制度での輸出F O B額の30%に加えて別途5%の追加輸入枠が与えられる。

(5) 輸出補助金制度の廃止

1991年7月3日以降、輸出補助金制度は廃止された。

3-2-3 輸出入政策

新政策は1992年度よりの5年間（第8次5ヶ年計画期間：1992年4月1日～97年3月31日）の輸出入政策であり1992年3月発表された。政策変更は資本財・中間財の大幅な輸入自由化を図り、輸出企業が輸入する場合の規制緩和にさらに努力するものである。現政権が志向する経済自由化の一層の推進のための思い切った政策変更を実施することになった。

(1) 新政策の目的

第8次5ヶ年計画に沿い、輸入禁止品目表に記載されない品目の貿易取引は原則的に自由とすることを主旨とし、新政策の主要目的として以下の8項目を上げている。

- (a) インド外国貿易の国際化の基礎づくり。
- (b) 産業の生産性の向上、近代化の促進及び競争力の向上を図り、輸出競争力を増強する。
- (c) 製品品質の国際水準への向上に努め、インド商品のイメージ改善を図る。
- (d) 輸出増強のため、原材料、中間財、部品、資本財の外国市場からの調達を容易にする。
- (e) 自由化された新貿易政策を踏まえて、国内調達可能な輸入代替品の開発に努める。
- (f) 数量制限、許可制度や他の諸規制の削減、廃止に努める。
- (g) 研究・開発を推進し、技術力の向上を図る。
- (h) 輸出入事務処理の簡素化を行う。

(2) 輸入規制の変更

- (a) 輸入禁止項目（Negative List）を思い切って縮小し、禁止品目は3品目、規制品目は70品目、公営企業の独占輸入品目（Canalized 品目）は8品目となった。
- (b) 消費財は依然として規制対象品目に残った。
- (c) ホテル・旅行業界やスポーツ団体に対する輸入特例扱いの実施。

(3) 輸出規制の変更

(a) 輸出禁止品目 (Negative List) の圧縮を行い禁止 7 品目、規制 62 品目となった。また、公営企業の独占輸出を 10 品目まで減少させた。

(b) 従来輸出許可が必要だった品目の内 46 品目については、「輸出入手続書 Part V」記載の各商品の輸出条件の審査のみで輸出が可能となった。

(c) 輸出との関連で、資本財輸入関税面での恩典が与えられることになった。すなわち、向こう 4 年間輸入資本財 C I F 額の 3 倍の輸出を確約すると、輸入関税は輸入資本財と C I F 額の 25% まで引き下げられる。同じく 5 年間で 4 倍の輸出確約に対し、15% まで引き下げられる。

注) 新政策 6 章、「Export Promotion Capital Goods Scheme (E P C G)」参照。

(4) その他規制の変更

(a) 関税免除制度の拡大

注) 新政策 7 章、「Duty Exemption Scheme」参照。

(b) 輸出業者資格 (Export houses, Trading houses and State Trading houses) の保有者の輸出紐付輸入に係わる輸入関税の免除 (新政策 7 章参照)。

(c) 100% EOU, FTZ, EPZ に所在する企業への恩典が増大された。従来認められなかった、①リースによる機械設備の設置が認められ (新政策 4 章、第 96 項参照)、②輸出業者資格保有企業を通した輸出も認められることになった (新政策 4 章、第 104 項参照)。

(d) 見做し輸出、すなわち販売商品が国外に搬出されず、代金もルピーで受取る場合も、インドにとり間接的に外貨取得につながる取引については免税等の一定の恩典が受けられる (新政策 5 章参照)。

(e) 資本財は輸入禁止品目 (Negative List) から削除され、中古資本財の輸入も許可される (新政策 6 章、E P C G 第 40 項及び 5 章、第 33 項参照)。

3-2-4 外国為替管理法（FERA）1973の改正

1993年1月発表のFERAの改正目的及び内容は次の通りである。

(1) 改正の目的と概要

(a) 同法の改正は経済自由化・対外開放化政策のもとで、今までの幾多の通達により事実上行われてきた規制緩和・解除を更に徹底させ、また法律に明記して、諸外国からインド政府の経済改革への取組姿勢に対する誤解を防ぐために断行されたものである。

(b) 従来外資比率40%を超える合弁企業は“FERA Company”と言われ、インド会社法に基づき設立されたにも拘らず外国籍企業と同等扱いされ、インド企業（外資率40%以下の合弁企業を含む）と異なる差別的扱いを受けてきた。今回の改正でその取扱いが法律上撤廃されたことは海外の投資家にとってその意義は大きいものとなった。

(c) この改正によりFERA Companyの以下の行為がインド企業と同等扱いになる。すなわち、

- ・インドでのインド人居住者の資金調達（同法26条）
- ・代理人及び技術・経営管理アドバイザーの就任（同法28条）
- ・インド企業の買収（農業とプランテーション分野は除外）（同法29条）
- ・インドでの支店、出張所の開設（同法29条）
- ・インドでの不動産取得・保有（同法31条）

これらの行為の規制は通達等により事実上すでに緩和ないし廃止されたことになっていたが、実際の取扱い面では担当窓口への通達不徹底、担当者の理解不足のため種々の混乱があり、外資系企業により業務面で幾多の不便があった。本改正で名実共に廃止されたことになる。すなわち外資系企業にとり法律に基づく対抗手段が確立されたことになる。

(2) 主要改正点

(a) 非居住者のインド国内資産に対する規制に関する条項（同法11条）の削除：

居住者が非居住者になると預金、証券等の資産が凍結されることになっているが、現状は「非居住者資産」として取り扱われ、凍結されていない。本条項は無意味であり削除。

(b) 特別勘定を通じた対外支払に関する条項（同法12条）の削除：

政府の判断により、インドから一定地域向けの支払をRBIあるいは外為公認銀行に特別勘定を開設して行うよう命令できるとしているがこれは適用されたことなく、現在全く意味を持たないので削除。

- (c) 非居住者のインドでの滞在費の外貨支払を命じることができる政府の権限を定めた条項（同法15条）の削除：

海外からの出張者の滞在費は企業等がRBIより一般許可を得て、ルピーで支払うことができる。また、外国人旅行者がインドでの滞在費をルピーで支払うことが可能となる。

- (d) 輸出決裁に関する新しい条項（同法18条A）の追加：

従来の売買契約の他に、リース、レンタル等の契約による輸出が認められる。

- (e) 証券の譲渡に関する規定（同法19条）の修正：

本条項から証券登録のインドからの海外への移転、及び証券の非居住者から非居住者への譲渡を規制する規定が削除された。ただし、海外送金の問題が発生する非居住者から居住者、外国居住者から一般の居住者への譲渡は引き続き規制対象とされる。また、株式の他に債券も本条項により譲渡が規制される。

- (f) 証券の保管に関する条項（同法21条）の削除：

同法19条(1)-(a)の削除に伴う。

- (g) 中央政府による外貨準備増強のための外国証券取得に関する条項（同法23条）の削除：

本条項は適用されたことがなく、外国投資家に不必要な警戒心と誤解を招くので廃止。

- (h) インド人の海外での不動産取得を規制する条項（同法25条）の修正：

不動産取得はRBIの一般許可の下で可能となった。

- (i) 企業の資金調達に関する条項（同法26条）の修正：

FERA Companyに課せられていたインド人居住者からの資金調達、企業買収に係わる制約が除去された（第1-5項及び第7項並びにI、II及びIIIの補足説明参照）。ただし、第6項の居住者による非居住者のための保証行為は引き続き規制される。

(j) インド人の海外事業への参加を規制する条項（同法27条）の削除：

インド人居住者が海外で合併事業を行う場合も許可不要となる。

(k) 外国企業がインドで代理店または技術・経営管理アドバイザーに任命されることを規制する条項（同法28条）の修正：

FERA Companyが規制の対象から外されると共に、技術・経営管理アドバイザー任命についての規制が解除された。従って、本条では外国企業、外国人及び非居住者が代理店に任命されるケースのみが規制対象となる。

(l) 外国企業がインドで事業を行うことを規制する条項（同法29条）の修正：

FERA Companyが規制の対象から外され、支店、駐在員事務所の開設及び農業・プランテーションを除く分野での企業買収が可能となる。（但し、非居住者の利益が40%を越える場合である。）従って、本条では外国企業、外国人及び非居住者が支店、駐在員事務所の開設及び農業・プランテーションを除く分野での企業買収を行うケースのみが規制対象となる（(a)及び(b)条第1項参照）。

(m) 外国人がインドで就職する場合の事前許可に関する条項（同法30条）の修正：

本修正により従来のRBI等の許可が不要となる。ただし、内務省が査証の発給時に審査することは変わらない。

(n) 外国企業等のインドでの不動産取得・保有等の規制に関する条項（同法31条）の修正：

FERA Companyが規制の対象から外され、インドでの不動産取得・保有等にRBIの許可が不要となる。

(o) 海外旅行業務及び海外旅行規制に関する条項（同法32条）の削除：

航空会社、船舶会社、旅行代理店が海外旅行の予約業務を行う場合、RBIの許可は不要となる。

(p) 外為公認銀行の対RBI報告書類提出に関する条項の追加（同法73条-A）：

報告義務違反に対する罰則が強化される。

第4章 外資導入の施策

第4章 外資導入施策

インドには、他の開発途上国に見られるような独立した外資法は制定されていない。産業投資に関する規制は、外資・内資共に「産業（開発・規制）法 - 1951」及びその後折にふれて発表される「産業政策」、「産業政策決議」等によって行われている。産業・通商政策については第3章において詳述しているので、本章では外資導入に関する施策を抽出して以下に記述する。

4-1 外資導入施策の推移

4-1-1 「新産業政策-91」以前の施策

インド政府は自立、自助の見地に立ち、また外資による産業支配を避ける為に、原則として外資に対する閉鎖的政策を採って来た。1973年に、外国企業を規制する必要から外国為替規制法（Foreign Exchange Regulation Act - FERA）を制定した。これが外資を規制する唯一の法律である。主な規制内容は以下である。

- (1) 原則として技術導入を伴わない外資提携は認めない。
- (2) 原則として外資比率40%以上は認めない。
- (3) 40%を超える外資比率を持つ外資系企業は、「FERA企業」として様々な規制を受ける。

1980年代に入り、外資導入促進はインド産業の活性化に不可欠であるとの認識から、インド政府は外資に対する規制を徐々に外し、自由化への道を歩み始めた。しかし、1991年7月に「新産業政策-91」を発表する迄は、産業ライセンスの取得は原則として依然義務付けられた。

インド独立から1991年までの外資に関する主な施策は、以下の通りである。

1947年 8月	インド独立	ネルー内閣発足
1948年 4月	産業政策決議 - 48	発表 (公共・民間部門の担うべき分野を設定した。)
1951年 10月	産業（開発・規制）法 - 1951	制定 (新工場設立、既存工場の拡張、既存工場での新製品製造、立地の変更の4領域でのライセンス取得を義務付けた。)
1956年 4月	産業政策決議 - 56	発表 (社会主義型社会の建設の確認：私的資本の国有化は原則として行わないが、重要産業は国営で行うとした。)

1969年12月	独占・制限的取引慣行法 (Monopolies and Restrictive Trade Practice Act - MRTP法 -) 制定 (MRTP企業を指定をして民間の独占企業を規制すると共に、国家部門の役割を強化した。)
1973年2月	産業政策政府決定 (民間と主として州公社とが出資し、ジョイントセクター企業を設立する事を提案すると同時に転換条項制度 - 公共金融機関の融資金を株式に転換出来る制度 - を発表した。)
1973年9月	外国為替規制法 (FERA) 制定 (外資比率40%以上の企業をFERA企業と称し、このFERA企業に対する規制を強化した。)
1973年11月	許認可手続きの集中化の為のSIA (Secretariat for Industrial Approval) を新設
1975年10月	21業種を産業許認可制度から除外
1977年9月	外資系企業100社に対する外資比率の引下げを通告
1977年10月	外資系企業50社に利益送金停止、25社に撤退を勧告 (輸出志向型及び、高度技術志向型でない外資企業は、外資の持株比率を低下させるものとした。)
1980年7月	新産業政策 - 80 発表 (生産能力の拡張に対する自動許認可の範囲を拡大した。)
1982年4月	産業政策 声明 (MRTP企業およびFERA企業の活動分野を拡大し、投資手続きを簡素化した。)
1983年1月	技術政策 声明 (外国産技術の開発と輸入技術の効率的な吸収・運用を強調した。)
1985年12月	産業政策の自由化 (後進地域に於けるMRTP/FERA企業の規則を緩和した。)

4-1-2 「新産業政策-91」

1991年7月発表の「新産業政策-91」は、一部の業種を除いて原則としてライセンスを不要とした点で画期的な政策転換であった。

1980年代の部分的な自由化政策に対して、幾分懐疑的であったインド実業界は、この「新産業政策-91」の発表を本格的な自由化の幕開けと捉えている。本項では、「新産業政策-91」に述べられた外資施策関連事項について以下に記述する。

- (1) 優先34業種に限り、外資比率を51%迄認める事とした。従来の産業ライセンスに替わりインド準備銀行 (Reserve Bank of India - RBI) に登録を行うのみで自動認可が与えられる。
- (2) 優先34業種の外資比率が51%以上の場合には、SIAで申請を受付け、外国

投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board-- FIPB) にて審査の上、早急に認可の結論を出す。

- (3) 産業許可必要業種とされた18業種 (家庭用エアコン、冷蔵庫、洗濯機等家庭用白物電機製品及びカラーテレビ、ビデオカセット、CDプレーヤー、テープレコーダー等娯楽用電気製品等を含む) の外資進出の場合も同様に、S I Aの受付によりF I P Bで検討の上、認可の結論を出す。
- (4) 資本財購入に際し支払に必要な外貨が外国資本部分により調達される場合は、自動的に輸入許可が与えられる。
- (5) 従来、インド国内の小企業に限定されていた業種に対し、外資比率が24%以下であれば認可を与える。
- (6) 外資系企業に対して課していた段階的国産化計画 (Phased Manufacturing Programme) 制度は、新会社に対しては撤廃する。
- (7) 外資に対する配当金の海外送金は、輸出により獲得した外貨の範囲内とし (Dividend Balancing)、インド準備銀行 (R B I) の監視・確認を受けるものとする。
- (8) 外国技術提携は、ロイヤリティが以下の条件の場合には自動認可とする。
 - (a) 定額ロイヤリティ…1,000万ルピー以下
 - (b) 対売上ロイヤリティ…売上税額の8%以内
(国内売上のみの場合5%以内)
- (9) 輸出義務制度は撤廃する。但し、輸出志向型産業 (Export Oriented Units)、輸出加工区 (Export Processing Zone) 内の企業に対する輸出義務は存続させる。

4-1-3 「新産業政策-91」以降の改善施策

「新産業政策-91」に引き続きインド政府は、以下の外資に対する自由化政策を発表した。

- (1) 外国為替規制法の改正

(a) 1992年3月(大蔵大臣発表)

貿易勘定による外国為替の部分的自由交換性を採用した。即ち、60%は市場交換レートで、残りの40%は公定為替レートで交換出来る様にした。これにより、輸出業者は従来より有利なレートで外貨を交換出来る様になった。同時に第3章で述べたEXIM SCRIP制度は廃止された。

(b) 1993年1月(大統領令)

外資が資本金の40%以上の外資系企業はFERA企業として様々な規制を受けていたが、1993年1月以降インド国内企業と同等の権限が与えられる様になった。従って、以下の制限は撤廃された。

- 1) インド通貨のインド居住者からの借入れ
- 2) インド国内の支店・駐在員事務所の開設
- 3) インドの土地所有
- 4) インド国内の代理店・経営顧問としての活動

(c) 1993年3月(大蔵大臣発表)

貿易勘定に限り、100%自由相場による為替交換制度を採用した。

(2) 新貿易政策(1992~97)発表

輸出入の自由化を一層進めるため、従来の許可制度から一部のネガティブリスト記載の品目を除き、原則的に自動承認される制度を採用する事とした。これにより手続きが一層緩和された。

(3) 配当送金規制解除 1992年6月(PRESS NOTE NO.10(30)92-UP)

配当金の海外送金は輸出による獲得外貨の範囲とする制限(DIVIDEND BALANCING)は、消費財生産分野を除き撤廃された。

(4) 税制の改正 1993年3月(大蔵大臣発表)

(a) 基本関税と付加税は統一され、関税は最高85%に引下げられた。

(b) 物品税(EXCISE DUTY)の引下げが発表された。(資本財及び器具は11.5%~23%から一率10%へ、乗用車は55%から40%に引下げられた。)

(5) 投資規制品目組替 1993年4月(特別委員会発表)

自動車、家庭用電気製品(白物)、皮革、製造業は、産業ライセンス取得必要業種から外された。

4-2 外資導入実績

4-2-1 外国投資実績の推移

産業自由化政策が開始された1980年代においては、表4-1に示す通り、1980年～85年の前半の5ヶ年間の外国投資認可実績は年平均749百万ルピーであったのに比較し、後半では2.4倍の1,789百万ルピーと増加した。しかし、外国為替交換レートを考慮に入れると1.6倍となり、政府の産業自由化政策の効果があったとは言えない。反面、表4-2に示す通り、「新産業政策-91」発表後の1991年及び1992年の2ヶ年間の年平均は22,108百万ルピーとなり、86～90年の5ヶ年間の年平均に比べルピー貨ベースで実に12.3倍、外国為替交換レートを考慮に入れても6.6倍に達している。更に1993年1～4月（4ヶ月）の実績は前年の2倍を超える勢いを示しており（表4-3参照）、低迷する世界経済の中において投資意欲が減退しているにも拘らず、急速な伸びを示している。

4-2-2 国別投資実績

国別に見るとアメリカのインドに対する関心の高さが実績に表れ、投資全体に占める割合は80年代前半では18%、後半で28%、91/92年で32%、93年1～4月では実に56%にまで達し、何れも第1位の地位を占めている。ドイツは80年代後半に著しい伸びを示し、22%とアメリカに次ぐ第2位の地位を占めていたが、91/92年では3%、93年1～4月では2%と落ち込みが激しい。ドイツ商工会議所の発表した調査結果によると国内景気の低迷が長引いており、92年の対外投資は前年比14%減となり、投資先も当分はEC諸国及び東欧諸国が中心となるものと予想している。日本からの投資は、80年代前半にはスズキ自動車の大型投資により構成比17%と健闘したが80年代後半には5%（5位）と落ち込んだ。91/92年では、石油精製等の大型産業の為15%とアメリカ、スイスに次ぎ第3位の地位を占めた。しかし、93年1～4月にはアメリカ、タイ、スイスに続いて第4位と後退した。

表 4-1 外国直接投資認可実績 (1981-1990)

(Unit: Million Rupee)

	81-85 total	average (A)	%	86-90 total	average (B)	%	B/A
USA	700.48	140.10	18.70	2,526.59	505.32	28.09	3.6
Germany	284.47	56.89	7.59	2,008.66	401.73	22.33	7.1
Japan	636.62	127.32	16.99	437.27	87.46	4.86	0.7
UK	170.87	35.37	4.72	726.03	145.21	8.07	4.1
Italy	128.91	25.79	3.44	469.00	93.80	5.21	3.6
France	75.68	15.14	2.02	365.19	73.04	4.06	4.8
Switzerland	-	-	-	-	80.02*	4.45	-
NRI	-	-	-	-	144.09*	8.01	-
others	1,749.15	349.24	46.54	2,461.26	820.42	14.92	-
total	3,746.18	749.24	100.00	8,994.00	1,798.80	100.00	2.4

Remarks : (A) - 5 years (81-85) average per annum

(B) - 5 years (86-90) average per annum

* - 3 years (88-90) average per annum

Foreign Exchange Rate (81-85 Average) - US\$1 = Rs. 10.08

Foreign Exchange Rate (86-90 Average) - US\$1 = Rs. 14.96

Source : SIA

表 4-2 外国直接投資認可実績 (1991-1992)

(Unit: Million Rupee)

	91	92	total	average(C)	%	C/A	C/B
USA	1,858.5	12,315.0	14,173.5	7,086.75	32.05	50.6	14.0
Germany	418.0	862.7	1,280.1	640.35	2.90	11.3	1.6
Japan	527.1	6,102.3	6,629.4	3,314.70	14.99	26.0	37.9
UK	321.0	1,176.7	1,497.7	748.85	3.39	21.0	5.2
Italy	178.1	893.9	1,072.0	536.00	2.42	20.8	5.7
France	192.3	296.4	488.7	3,586.30	1.11	16.1	3.3
Switzerland	355.0	6,817.6	7,172.6	2,294.15	16.22	-	44.8
NRI	197.0	4,391.3	4,588.3	2,294.15	10.38	-	15.92
others	1,294.1	5,719.5	7,314.2	3,656.80	16.54	-	-
total	5,341.1	38,875.4	44,216.5	22,108.25	100.00	29.5	12.9

Remarks : (C) - 2 years (91-92) average per annum

Foreign Exchange (91-92 Average) - US\$1 = Rs. 27.73

Source : SIA

表 4-3 外国直接投資認可実績 (JAN-APR 1993)

(Unit: Million Rupee)

	1993 JAN-APRIL	Average(D)	%	D/C	D/B	D/A
USA	16,634.4	49,903.2	56.0	7.04	98.76	356.20
Germany	661.8	1,985.4	2.2	3.10	4.94	34.90
Japan	1,016.4	3,049.2	3.4	0.92	34.86	23.95
UK	653.7	1,961.1	2.2	2.62	13.51	55.45
Italy	310.3	930.9	1.0	1.74	9.92	36.10
France	54.7	164.1	0.3	0.67	2.25	10.84
Switzerland	3,573.6	10,720.8	12.0	2.99	133.98	-
NRI	1,910.2	5,730.6	6.4	2.50	39.77	-
Thailand	3,664.0	10,992.0	12.3	-	-	-
China	361.8	1,085.4	1.2	-	-	-
Singapore	354.0	1,062.0	1.2	-	-	-
Korea	24.6	73.8	0.1	-	-	-
Hong Kong	14.6	43.8	0.1	-	-	-
Taiwan	18.3	54.9	0.1	-	-	-
Other	457.6	1,372.8	1.5	-	-	-
Total	29,710.0	89,130.0	100	4.03	49.55	118.97

Remarks : (D) - Figure per annum averaged by 4 time of 4 monthes.
Foreign Exchange (Jan-April Average) - US\$1 = Rs. 31.

4-2-3 産業別外国投資・技術提携実績

1991年8月から1993年4月迄の産業別外国投資及び技術提携の実績を表4-4に示す。

金額では電力・石油関連が47%と断然大きく、次いで電気及び一般機械で16%、食品関連13%、肥料化学品9%と続いている。

件数では電気・機械関連が最も多く投資案件で42%、技術提携案件では56%であり、肥料化学品が夫々13%、4%と続き、更に食品関連が夫々9%、3%となっている。設備投資に多額の資金を要する電力・石油関連は件数では2%と少なくなっている。

1993年1月～4月の承認統計で金額的に56%と大きな構成比を占めたアメリカは、その大部分が電力事業に対する投資(16,636百万ルピー中15,838百万ルピー)であり、又、第2位の構成比を占めるタイはエビの養殖の大型投資(3,664百万ルピー中3,660百万ルピー)によるものである。更に第3位のスイスは、石油精製でその大部分(3,573百万ルピー中2,660百万ルピー)を占めている。

表 4-4 業種別外国投資・技術提携件数・金額
(1991年8月~1993年4月)

(Rs. in Million)

Sl. No. (1)	Name of the Industry (2)	Total (3)	Tech. (4)	Fin. (5)	Amount (6)	Percentage with total F.E. (7)
1.	Metallurgical Industries	115	74	41	1,211.15	1.67
2.	Fuels—					
	i) Power	6	-	6	17,393.15	23.92
	ii) Oil Refinery	12	2	10	16,172.32	22.24
	iii) Other	32	22	10	656.98	0.90
3.	Biolors & Steam Generating Plants	18	12	6	545.87	0.75
4.	Prime Movers (other than Elect. Generators)	-	-	-	-	-
5.	Electrical Equipment	461	263	198	5,026.42	6.91
6.	Telecommunication	57	37	20	1,337.00	1.84
7.	Transportation	132	94	38	1,714.40	2.36
8.	Industrial Machinery	345	254	91	1,216.88	1.67
9.	Machine Tools	34	21	13	79.87	0.10
10.	Agricultural Machinery	12	9	3	55.40	0.08
11.	Earth Moving Machinery	17	11	6	9.27	0.01
12.	Misc. Mechanical & Engg. Industry	105	65	40	390.08	0.54
13.	Commercial, Office & Household Equipment	27	16	11	673.18	0.93
14.	Medical & Surgical Appliances	15	5	10	48.85	0.07
15.	Industrial Instruments	50	32	18	167.26	0.23
16.	Scientific Instruments	21	7	14	345.35	0.47
17.	Mathematical, Surveying & Drawing Instruments	-	-	-	-	-
18.	Fertilizers	6	5	1	9.90	0.01
19.	Chemicals (Other than Fertilizers)	379	253	126	6,117.76	8.42
20.	Photographic Raw Film & Paper	4	3	1	79.00	0.11
21.	Dye stuffs	2	-	2	13.30	0.02
22.	Drugs & Pharmaceuticals	38	21	17	472.85	0.65
23.	Textile (including those dyes, printed or otherwise processed)	68	25	43	1,719.35	2.36
24.	Paper & Pulp including paper products	28	22	6	205.47	0.28
25.	Sugar	1	-	1	35.00	0.05
26.	Fermentation Inds.	13	5	8	639.85	0.88
27.	Food Processing Inds.	116	33	83	8,793.80	12.09
28.	Vegetable Oil & Vanaspati	11	2	9	126.25	0.17
29.	Soap, Cosmetics & Toilet preparations	6	3	3	191.13	0.26
30.	Rubber Goods	35	24	11	81.22	0.11
31.	Leather, Leather Goods and Pickers	28	8	20	337.15	0.46
32.	Glue & Gelatin	-	-	-	-	-
33.	Glass	18	13	5	510.69	0.70
34.	Cermics	54	21	33	447.48	0.62
35.	Cement & Gypsum products	16	10	6	188.20	0.26
36.	Timber Products	1	1	-	-	-
37.	Defence Industries	1	1	-	-	-
38.	Consultancy Services	59	24	35	165.45	0.23
39.	Service Sector	50	8	42	1,771.54	2.44
40.	Hotel & Tourism	26	8	18	2,159.19	2.97
41.	Trading Co.	50	-	50	108.05	0.15
42.	Misc. Industries	106	53	53	1,502.56	2.07
TOTAL		2,575	1,467	1,108	72,718.62	100.00

Source : SIA

4-3 投資環境の国際比較

世界の外国投資が減少傾向にある中で外資導入を積極的に促進するためには、より良い投資環境を整備しなくてはならない。また、外資から見た投資環境とは、単に国内の環境整備の問題のみではなくグローバルな見地に立った企業戦略に基づき検討されるものである。

従って、外資導入に関してインドと競合する諸国の投資環境を比較することにより、投資対象国としてのインドの位置付け、投資環境の問題点等を検討する必要がある。本調査においては、比較対象国としてパキスタン、スリランカ、バングラディッシュ、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、中国、ベトナムの9カ国を選定した。

4-3-1 比較対象国および比較分野

(1) 比較対象国

比較対象国の選定理由を以下に述べる。

(a) パキスタン・スリランカ・バングラディッシュ

インドに国境を接するパキスタン、バングラディッシュは国内市場が大きく、また安価な労働力を供給できる国として比較対象国として選定した。パキスタン・バングラディッシュと異なり国内市場が小さい為に、輸出に力を入れているスリランカは、外資導入促進に力を入れている。

(b) タイ・マレーシア

外資を導入することにより工業化のテイクオフを果たしつつある国々として、比較の重要度は大きい。

(c) インドネシア・フィリピン

両国共外資導入に力を入れており、近い将来工業化のテイクオフを果たすであろう国々として比較の対象国とする。

(d) 中国・ベトナム

中国向け外国投資は90年下期から上昇に転じ、91年に続いて92年も過去最大を記録するものと見られている。(92年1～6月で145億ドルー前年同期比3.2倍)

一方ベトナムへの関心も最近高まってきて、91年で11.9億ドル（前年比2倍）と急増している。この2カ国は世界の投資家から注目されている国として比較対象国とした。

なお、韓国、台湾、シンガポールの3カ国は既に工業先進国の仲間入りを果たし、優遇措置を講じてまで外資を導入する必要のない国々として比較対象国より除外した。

(2) 比較分野

外資導入促進を図っている国々でも、①国の地理的位置、②国の持っている市場の広さ、③労働力の供給度合、等の特殊事情を持っている。この観点に立ち、次の4点を比較分野として選定した。

(a) 産業政策

対象国の外資政策は産業政策を基盤としている。従って産業政策の基本姿勢と規制あるいは、奨励している分野を表4-8に示す。

(b) 外資政策

対象国の外資政策の基本姿勢及び外資導入の優先あるいは、禁止・規制分野を表4-9に示す。

(c) 貿易政策

外資が導入されて工場を設立する為には、資本財の輸入に加えて生産原材料、中間材、組み込み部品等の輸入、また製品と輸出する場合の政策が重要になってくる。輸入関税、外国為替管理政策を含めた貿易政策を比較し、表4-10に示す。

(d) 外資導入の優遇策

資本比率、税制、金融等に於ける外資導入優遇措置を比較し、表4-11に示す。

4-3-2 投資環境比較

(1) 投資環境の概要

外資導入の自由化を開始した年代別に比較対象国を分類し、各対象国から見た主要投資国を示すと以下となる。

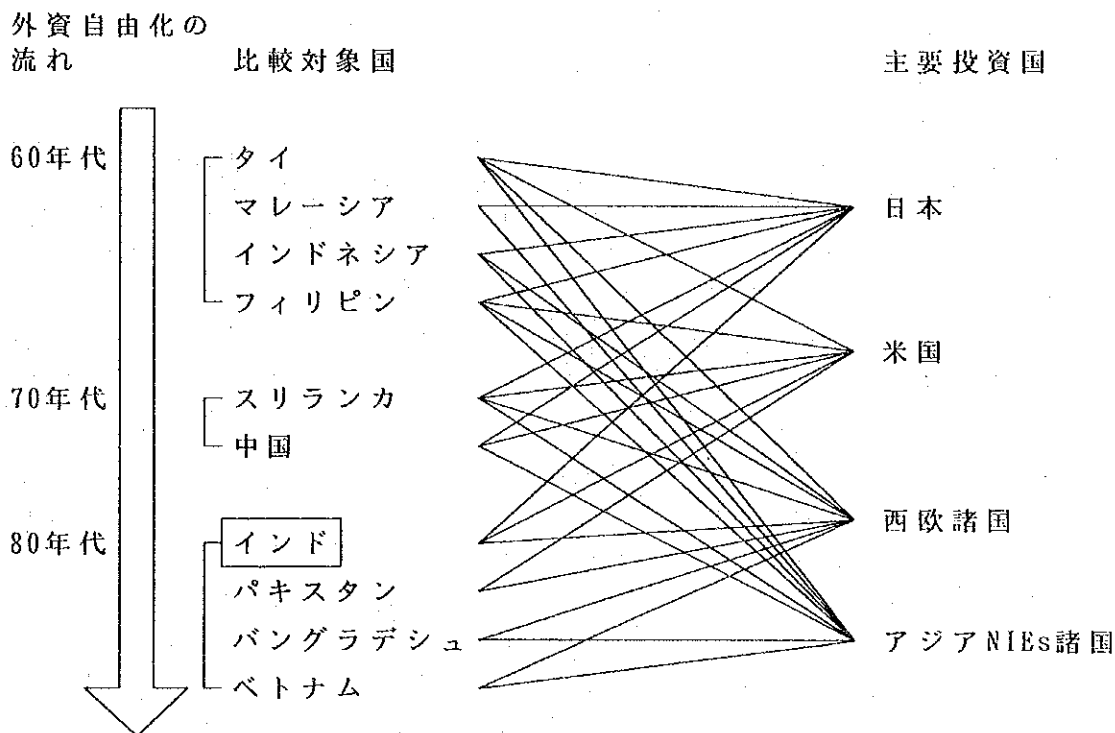


図 4-1 比較対象国別外資導入の自由化の流れおよび主要投資国

これらの対象国への直接投資の特徴としては、次のことが挙げられる。

- (a) 外資の自由化を60年代に開始したアセアン諸国に対する直接投資は、各国の経済規模の拡大により輸出のための生産拠点としての投資から、国内市場への販売のための生産拠点としての投資が増加している。同時に、これらはアセアン域内貿易の拠点の役割を果たしている。
- (b) アジアNIEs諸国の直接投資の占める割合が非常に高い。これはNIEs諸国の人件費の高騰、労働力不足などにより、生産拠点を国内から海外へ移行させていることを示している。アジアNIEs諸国の投資は、日、米、欧に次ぐ規模であり、今後も拡大することが予想される。
- (c) アセアン諸国に於いては直接投資が増加した結果、人材の確保難、労賃の高騰、電力・通信・運輸などインフラ整備の問題が生じてきており、外国投資による生産拠点はアセアンからその他の国へのシフトが生じている。

(d) 80年代に自由化が始まったインドを含む第3のグループに対する投資国は多様化しておらず、片寄りが見られる。

(e) 中国、ベトナム両国に対する投資は従来政治的な問題点がネックになっていたが、これが解決の方向にあることにより先進各国からの投資が急増することが予想され、両国はアジアにおけるインドの競合国となる。投資先としての両国をインドと比較すると、日本およびアジアNIEs諸国にとり地理的、民族的条件において優位に立つ。中国は大きな潜在需要を有する点でインドと類似している。またベトナムは低廉な労働力、未開発で豊富な天然資源を有している事が魅力となっている。

(2) 対象国別投資実績

90年代に入り世界的に海外投資は減少の傾向にあり、アセアン諸国に対する投資も表4-5に示す通り減少または横ばいとなっている。この様な状況の下、インド、中国及びベトナムに対する投資は大幅に伸びている。特に対中国投資は件数、金額共に対象国のなかで最大となっている。投資認可の件数と金額の比較では、中国は1件当たりの平均投資金額が低く、ベトナムは大型案件が多いことを示している。また、インドに対する投資は件数に比較し金額の伸びが著しく、大型案件が増加していることを示している。

表 4-5 対象国別投資実績の推移

(単位：百万ドル)

	1988		1989		1990		1991		1992	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
India	962	172	605	195	666	73	951	235	1,002	1,101
Pakistan	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
Bangladesh	N.A.	3	N.A.	6	N.A.	53	N.A.	16	N.A.	19
Sri Lanka	N.A.	N.A.	39	28	40	68	79	193	205	357
Thailand	888	1,979	752	6,150	616	8,032	390	8,052	167	8,912
Malaysia	470	768	608	1,256	709	2,302	609	2,019	272	1,715
Indonesia	N.A.	4,409	N.A.	4,719	N.A.	8,750	N.A.	8,778	N.A.	4,702
Philippines	N.A.	473	N.A.	804	N.A.	961	N.A.	783	N.A.	155
China	5,945	5,297	5,779	5,600	7,273	6,596	12,973	11,977	13,069	14,533
Vietnam	37	360	69	512	108	589	150	1,185	113	1,995

注：投資金額は認可ベース

インドの投資件数は技術提携を含む。

現地通貨は、IMF発表の年平均ドルレートにて換算した。

1992年度の投資金額は上半期のみを示す。

N.A. は不明を示す。

出所：ジェトロ白書「世界と日本の海外直接投資」

(3) 対象国別投資環境

比較対象国を以下の3グループに分類し、各国の投資環境の概要を示す。

グループ(A)：南西諸国

(パキスタン、バングラデシュ、スリランカ)

グループ(B)：ASEAN諸国

(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン)

グループ(C)：その他

(中国、ベトナム)

(a) グループ(A)

グループ(A)に属する国はインドに隣接する国々であり、地理的・歴史的条件がインドと類似している。各国とも経済の自由化を目指しており、投資に対する規制緩和・優遇措置、国営企業の民営化を実施している。

外貨獲得の為の輸出促進に力を注いでおり、輸出加工区を中心とした外資の誘致を行っている。パキスタン、バングラデシュは、地方の産業の活性化を図っている。しかし、投資を行う側から見た投資環境は、低廉で豊富な労働力が得られる優位点があるが、①政情・治安の不安定、②技術者等の確保難、③インフラの未整備、④国内サポーティング産業の未成熟、⑤行政の低効率など問題点を多く抱えている。

・パキスタン

パキスタンは、1989年以降外資導入の為の規制緩和等の積極的な政策を打ち出している。特に、国営企業の民営化に伴う投資が増加した。また、新たな輸出加工区、特別工業団地等の設置を計画している。しかし90年代に入り、新規の投資実績は低迷している。この理由として、①世界経済の低迷、②有望産業に対する投資が一段落したこと、③インフラの未整備、④治安・政策の不安定、⑤人材確保難、が挙げられる。

同国の優遇措置は、地域別と産業別に設定されている。なお、バイオテクノロジー関連産業、電子工業、肥料工業、ファイバー・オプティクス製造、太陽エネルギー関連の6業種が重要産業に指定されている。

・バングラデシュ

バングラデシュは、パキスタンと同時期に外資導入政策を打ち出した。投資対象としての優位点は、①安価な労働力の確保、②外国投資保護法の整備などが挙げられる。一方、インフラの未整備と共にサイクロンなどの大型自然災害の多発地帯とのマイナスイメージを持っている。

投資実績は、縫製業を中心としたアジアNIEsおよび ASEAN諸国からの投資が多いことに特徴がある。外国投資の認可は90年をピークに低迷している。また、申請認可後に実際に投資が実行される割合が低い。政府は特別経済ゾーン、輸出加工区を設置すると共に、「新産業政策」を91年に発表し種々のインセンティブを導入したが、外資誘致の実績はあまり上がっていない。

・スリランカ

スリランカは、上記の2ヶ国より早く1977年に経済自由化を開始し、輸出加工区、投資促進ゾーンを設置する等、外資を積極的に導入してきた。1991年には、表4-8に示す一部の分野を除き、原則的に外資の出資比率が100%まで自動承認されることになった。また、外資受け入れ制度を整備するために、投資認可機関を投資委員会 (BOARD OF INVESTMENT) に一本化し、権限・機能強化、優遇措置の内容拡充・適用範囲の拡大を図った。

スリランカの特色は、国内経済の規模が小さく輸出に特化せざるを得ないことにある。このため、輸出志向型の外資に対する期待度は高く、投資環境は良好である。民族紛争により、1983～87年には外国投資は低迷したが、その後は順調に回復している。投資国は韓国、香港、日本、ドイツ、英国、米国等、アジアを中心に欧米各国に広がっている。業種も繊維、衣類などの労働集約型から、金属製品、機械などの資本集約型、および電気・電子産業に至るまでの幅広い分野にわたっている。これらの投資の実績は、政府の積極的な外資導入策に基づく、①投資受け入れ制度の完備、②高度な優遇措置、③労働力の確保の容易性、に支えられている。

(b) グループ (B)

アセアン諸国に属するグループ (B) 各国に対する外資の直接投資は1960年代に始まった。アセアン諸国が独立後に採用した工業化政策は輸

入代替であったが、70年代に入り各国の基本政策は外資導入による輸出指向型の工業化に転換された。この結果、日・米・欧の先進諸国に対する輸出加工の生産基地として、アセアン地域は世界の中でも高い経済成長を遂げた。近年に至り、投資国として成長したアジアNIEsを含めたアジア経済圏が確立しつつあり、アセアン諸国の経済の安定性が増大している。

1980年代に急増したアセアン地域に対する直接投資は91年以降低迷している。この理由としては、投資国の経済停滞と共に、①労働賃金の上昇、②人材確保難、③インフラの未整備、④工場用地難、⑤高度成長に伴う物価上昇、などが挙げられる。

表4-7及び表4-8に示す通り、投資を奨励する分野や業種については各国とも細かく設定しており、それぞれについて優遇措置を設けている。また、煩雑となる申請手続きのために一括受付窓口の設置などが政府により整備されている。

・タイ

タイの外国投資の申請件数は、1988年をピークに減少している。この外的要因としては、日本、米国等の投資国の経済状況の悪化および周辺諸国との投資誘致競争の激化があり、国内の要因としては、投資の首都圏集中による経済の地域格差の拡大、環境悪化、インフラ整備の遅れなどが挙げられる。また、国内サポーティング産業の発達の遅れなど産業構造の歪がでている。しかし、依然としてタイは、アセアン諸国の中で外国投資の金額および件数が最も多い国である。この理由としては、他の国と比較して申請手続き、優遇措置などの投資環境が優れていることが一因である。

同国の投資奨励政策は産業の地方分散化を図るために、国内を投資を抑制する首都圏の第1地域、その周辺の第2地域、投資奨励地域である第3地域に区分し、それぞれについて優遇措置・認可基準を設定している。輸出加工区、民間の開発を含めた工業団地内の企業に対する優遇措置、および誘致対象プロジェクトに対する優遇措置がある。

・マレーシア

マレーシアは、アセアン諸国の中ではアジアNIEs諸国に次ぐ高度成長を果たした。業種別投資では電気・電子製品が最も多く、90年代に入り基礎金属製品および石油関連への投資が伸びている。

外資導入により輸出型製造業が発達したが、急激な経済成長に伴い国内の労働力の逼迫、未成熟な中小企業、人材育成・技術開発の遅れなどの面で問題点が生じている。この様な状況の下、政府は国内の産業構造の高度化を図るために、技術・資本集約型産業に対する外資導入に転換してきている。

外資に対する税制面での優遇措置は縮小傾向にある。自由地域（FREE ZONE）、保税工場内の輸出に対して奨励している。また、マレーシアの経済発展、輸出促進に寄与する企業をパイオニア企業と認定し、優遇措置を与えている。

・インドネシア

ナショナリズムの強かったインドネシアは、独立後は他のアセアン諸国と比較し閉鎖的な経済政策をとった。1960年代の同国へ民間資本の投資は公的資本のわずか2%にすぎず、外資導入に消極的であったことを示している。また、石油、ゴム、錫などの一次産品に依存していたインドネシア経済は、これらの国際市場価格に大きく左右された。このため、第5次5ヶ年計画（1989～1993）では輸出志向型、労働集約型の工業開発に重点を置き、外資導入のために積極的に規制緩和を実施した。この結果、80年代後半には投資が飛躍的に増大した。しかし、1992年以降には国内の景気が停滞し、また日本からの投資の減少したことに加え、韓国、台湾の投資が中国にシフトしたことにより外国投資が大幅に減少した。

インドネシアでは、企業は純国内資本企業（PMDN企業）と外国資本が入った企業（PMD企業）に分類され、運用面に於いてそれぞれ参入分野が細かく規制されている。出資比率の上限、外資比率の低減義務など、同国の外資政策は他のアセアン諸国と比べ厳しくなっている。また、行政指導などによる運用面での規制が外資導入の障害となっている。東南アジア最大の人口を有し、潜在的な市場規模が大きいにも関わらず外資導入が伸びないことから、規制は徐々に緩和の方向に向かっている。投資に対する法人税の優遇措置はないが、表4-5に示す通り高い投資実績を有している。

・フィリピン

フィリピンに対する外国投資は、比較対象のアセアン4カ国の中で最も少ない。これは国内の政情の不安定、極端な電力不足などのイン

フラの未整備が主な理由となっている。

1991年に外国投資法を施行し、一部の分野を除き外資100%の投資を認めた。また、国内市場を目的とする外資の出資比率を3年間に限り100%まで認めた。その他、優遇措置の整備、外国為替規制の緩和、インフラの整備など外資導入に努力している。

(c) グループ(C)

中国およびベトナムは、投資対象国として世界中から注目されている国である。中国はインドと同様に巨大な国内市場を有している。またベトナムは、外資導入は後発であるために、近年外国企業の誘致に最も力を注いでいる国である。

・中国

中国は1978年からの開放政策に基づき、外資の導入を開始した。中国に対する投資は、1982年までの開放初期においては借款等の公的資金が中心であったが、近年は民間の直接投資が増加している。この理由としては、投資側にとっては中国の①巨大な国内市場、②豊富で安価な労働力、③豊富で安価な原材料などが挙げられる。

一方中国の投資環境は、外資導入から短期間であることから充分には整備されていない。以下に外資から見た問題点を示す。これらの問題点は外資導入の初期の段階における一般的な問題であるといえる。

- ① タテ割行政機構による手続きが複雑で、契約に時間がかかる。
- ② 外貨バランスについての中国側の要求が厳しい。
- ③ 電力、上下水道、輸送、港湾、通信などインフラが未整備である。
- ④ 契約に対する認識にズレがある。
- ⑤ 部品工業が未発達である。
- ⑥ 原材料の安定確保が困難である。
- ⑦ 法律が未整備である。

(野村証券「日本企業の中国ビジネス・アンケート」)

こうしたハンディがあるにも拘らず、中国は外国投資家にとって魅力ある国として投資実績が増大しているのも現実であり、上述の課題が整備されれば一層の増大が見込まれる。

中国の外資導入策の特徴には、4カ所の経済特区と14カ所の沿海開

放都市の設置が挙げられる。1979～1986年の投資国別の直接投資の実績は、香港・マカオ企業が56%、残りを日・米・欧の各国が占めている。また、中国南部は、香港を中心とした経済圏を形成しつつあり、外資導入の競合国にとり脅威となる。

・ベトナム

ベトナムは、1986年に決議された新社会経済政策（刷新＝ドイモイ）により、外国企業の投資が開放された。ベトナムに対する投資は戦争によって荒廃した社会基盤の復旧に始まったが、1987年に海外投資法が制定されたことから、合弁事業、共同事業に対する直接投資の条件が制定された。この結果、投資実績は毎年増加している。しかし、外資導入に関する整備は充分でなく、今後も急速に改善されていくと予想される。

国別の投資では、台湾、香港の占める割合が大きい。韓国およびアセアン諸国の投資が急成長しており、アジアNIEs諸国、アセアンとの経済関係が増大している。現在は先進諸国の投資は低調であるが、アセアン諸国の労働力不足、賃金上昇のため、この地域からベトナムへの生産拠点のシフトが拡大することが予想される。

4-3-3 投資環境各論

以下に外国投資を行う際に検討すべき主要な項目について、インドと各国の比較を述べる。

(1) 自由化政策

インドの投資禁止分野は、国営企業に限定されている8業種である。これらの業種は国益に関するものであり、製造業などの外資が進出を希望する業種は含まれていない。比較対象国のうち、マレーシア、中国、ベトナムは、外資の参入を禁止する法律は制定されていないが、国益に関する分野は実質上参入はできない。その他の国においては、インドと同等もしくはそれ以上の参入禁止分野を設定している。特にアセアン諸国は外資の参入禁止あるいは規制分野を細かく規定している。

(2) 投資認可制度

インドにおいて自動認可される投資は、国際比較表に示す優先36業種および輸出を行う貿易業で、かつ外資比率51%以下の場合である。また、16業種においては工業ライセンスの取得が義務づけられている。パキスタン、スリランカは一部の分野を除き原則的に自動承認される。バングラデシュにおいては、一定の規模以下の企業の設立許可は必要としない。タイは許可を必要とする業種は14業種であり、フィリピンでは投資奨励措置を受けない企業の設立は事前承認を必要としない。これらの国はインドと比較して外資導入に開放的な政策を実施していると言える。

(3) 外資の出資規制

外資の出資比率の規制が原則的にない国は、バングラデシュ、スリランカ、フィリピン、中国、ベトナムである。これらの国は、国内産業の成熟度が低い水準にあると言える。その他の国においては、輸出比率などにより外資比率の上限が規定されている。インドにおいては中小企業に留保されている一部の製造業を除き、審査により100%の外資出資が認められる。出資比率の規制は、明文化されたこと以外に、行政指導の名目で投資申請の認可における付帯条件その他で規制されることがあり、一概に比較することは困難である。インドネシア、マレーシアの両国においては、資本の現地化を要請される。また中国では、外資がマジョリティを持つことを認めるケースはほとんど無いと言える。インドの出資規制は審査により100%の外資比率を認めていることから、運用次第では他国に劣らぬ外資導入の優位性を持つことになる。

(4) 税制度

輸入関税は、国内産業の保護、国家の財政収入を目的として設定されている。各国とも国産品と競合しない機械類については、税率を低くしている。アセアン諸国の輸入関税は国内産業の保護の性格を強めているが、アセアン特惠関税を設け、域内の経済関係を強めている。中国、ベトナムは、一般税率および貿易に関する協定などを締結している国からの輸入税率の2本立てである。

インドの輸入税の税率は、1993年より最高85%に引き下げられた。しかし、他国と比較してなお高水準にある。

インドの法人所得税税率は、株式公開会社については51.75%、非公開会社は57.5%である。パキスタンの税率は55%、スリランカ、バングラデシュの公開会社の税率は46.75%である。その他の国の税率は15~35%と低い。従って、インド

は高税率のグループに属する。

(5) 優遇措置

各国は、以下に示す地域別と分野別に優遇措置を講じている。

- (a) 地域別優遇措置：低開発地域、指定工業団地、輸出加工区等
- (b) 産業別優遇措置：奨励産業、輸出産業

表4-6に示すとおり、スリランカ、マレーシアおよびインドネシアを除き、各国は地域別に法人所得税に対する優遇措置を設定している。

表 4-6 法人所得税に関する優遇措置比較表

Country	Developed Area	Less/undeveloped Area	Other Designated Area	EPZ/EOU	Specific Industry
India	No	Yes(5 yrs)	No	Yes(5 yrs)	Yes
Pakistan ¹⁾	Yes(3 yrs)	Yes(5 yrs)	Yes(8 yrs)	Yes(5 yrs)	Yes
Sri Lanka	No	No	No	Yes(5-15 yrs)	Yes
Bangladesh	Yes(5 yrs)	Yes(7/9 yrs)	Yes(12 yrs)	Yes(10 yrs)	No
Thailand	No	Yes(3/6 yrs)	No	Yes(3 yrs)	No
Malaysia	No	No	No	No	Yes
Indonesia	No	No	No	No	No
Philippines	No	Yes(4-8 yrs)	No	Yes(4-8 yrs)	Yes
China	No	No	Yes(Reduction of tax rate)		Yes
Vietnam	No	Yes(4 yrs)	No		Yes

(6) 送金制限

事業利益、配当金、ロイヤリティなどの海外送金の自由は、海外投資を行う企業にとり最優先事項の一つである。この為、各国とも送金の自由を保証している。送金に際し上限額の設定、承認を要する国は、バングラデシュ、マレーシア、フィリピンである。中国、ベトナムでは、海外送金に対する優遇措置を設けている。

(7) 国産化比率

国内部品の調達率を上げることは、投資受け入れ国にとっては国内産業の発展、技術移転のメリットがある。反面、国産化比率の厳格な運用は、外資にとっては企業運営上支障が生じることがある。

国産化比率の規定を明文化しているのは、パキスタンのみである。アセアン諸国においては投資認可の条件、行政指導などにより、国産化比率の達成を要請している。

4-3-4 国際比較総括

比較対象国における投資環境の比較を分析した結果、インドの制度面からみた投資環境はアジア諸国と比較し、輸入関税および所得税を除き総合的には劣ったものではないと言える。反面、各国が外資導入に対し積極的な政策をとっている現状では、外資側からみるとインドの外資導入制度は特別な魅力を持たないと言える。以上の観点から、国際比較におけるインドの投資環境の留意点は以下である。

(a) 投資家の心理的条件

投資家のインドに対する印象は、外資開放以前の閉鎖的な政策および外資開放政策からの歴史が浅いことから、依然閉鎖的なイメージが強いことが挙げられる。投資認可制度においては、他の国と比較して閉鎖的である。従って、自動認可の範囲を広げる、あるいは認可審査を明確にするなどにより改善し、かつ情報活動を積極的に行うことにより投資家の心理条件を緩和できる。

(b) 国内マーケットに対する開放

第7章投資需要調査で述べる通り、企業の海外進出の目的は、低コストの労働力の確保とともに現地市場の開拓・確保が挙げられている。外資にとって大きな魅力である国内市場を開放することにより、インドは「関心のある有望市場」から、「国際事業戦略の一環としての生産拠点」として位置づけられることが可能である。

(c) 国際分業における位置づけ

インドのおかれた地理的・経済距離条件、国内の天然・人的資源の活用に見合う外資導入政策を実施することにより、他の競合国との差別化を図ることが十分に可能である。

4-4 外資導入に関わる問題点

外国投資家にとって海外進出の決め手となるのは、進出によるメリットである事は言を待たない。インドが外国投資家にメリットある場を提供するためには、それなりの投資環境を整備しなくてはならない。インドは「新産業政策-91」発表以来、着実に投資自由化の道を歩んで来ている。外国投資実績も発電、石油関連等の大型案件を中心として増加している。しかし、全ての問題点が解決したとは言えず、改善すべき諸問題が残されている。本項ではこれらの問題点について述べる。また、本調査で実施した企業家に対するインタビュー調査により得られた問題点を外国投資家から指摘された問題点としてまとめる。

4-4-1 外国投資家にとっての心理的問題点

国際比較で述べた通り、インドの投資環境は近隣諸国と比較して決して劣っているとは言えない。しかし、特に日本からの一般投資が伸び悩んでいるのは、下記のように心理的問題点の存在が理由の一つと考えられる。

(1) 政情

インドでは、インディラ・ラジブ母子の暗殺事件、アユディアの宗教紛争、ボンベイの爆破事件等、不幸な事件が続いた。この為、インドの政情は不安定であるとの印象を拭い去る事が出来ない。外国投資家にとって投資先の国の政情の安定は不可欠のものといえる。

(2) 外資政策改革のPR

「新産業政策-91」以降、着実に実行されている改革の実情が海外投資家の中で正確に把握されていない。日本においては、日印調査委員会・日印経済委員会が中心となってインド投資ゼミナール等が開催されPRに力を入れているが、一部の大企業を中心としたメンバー会社の知識にとどまり、一般企業投資家にまで伝わっていないのが実状である。

(3) 外国投資家に与える印象

海外投資に際し投資家は様々なソースから情報を入手し、検討を行った上で、現地視察の為にインド訪問する。航空会社や空港での対応はインドの第一印象を決定づけるものとなる。また、投資に際し交渉を行う担当官の態度等、改善の余地が残されている。